

平成26年度 第1回 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会

平成27年2月4日(水) 午後2時から
人吉市役所 本庁舎 三階 第一会議室

会議次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員、オブザーバー、事務局紹介【資料 ①】
- 5 会長及び副会長選任
- 6 会長及び副会長挨拶
- 7 議事
 - (1)定住自立圏構想について【資料 ②】
 - (2)中心市宣言について【資料 ③】
 - (3)定住自立圏共生ビジョンについて【資料 ④】
 - (4)人吉球磨定住自立圏共生ビジョン(案)について【資料 ⑤】
 - (5)今後のスケジュールについて【資料 ⑥】
- 8 その他
 - 第2回ビジョン懇談会 平成27年3月 2日(月) ※後日文書通知
 - 第3回ビジョン懇談会 平成27年3月20日(金) ※ 〃
- 9 閉会

人吉球磨定住自立圏 共生ビジョン懇談会委員名簿(敬称略)

資料①

No	市町村	団体名(所属)	役職名	氏名(フリガナ)	No	市町村	団体名(所属)	役職名	氏名(フリガナ)
1	人吉市	熊本県立大学 総合管理学部	教授	井田 貴志	12	水上村	岩野保育所 保護者会	会長	米本 宗徳
2		人吉市医師会	会長	外山 博之	13		水上村社会福祉協議会	福祉活動専門員	堤 祐子
3		人吉温泉観光協会	副代表理事	鳥越 英夫	14	相良村	相良村有害鳥獣捕獲隊	隊長	堀川 泰注
4		球磨焼酎酒造組合	理事	下田 文仁	15	五木村	五木村観光協会	事務局長	島巻 恵里
5		くま川鉄道株式会社	取締役総務部長	深水 雄二	16	山江村	NPO法人 かちやリンク やまえ	専務理事	本山 民子
6	錦町	球磨地域農業協同組合 審査債権課	課長	渡瀬 幸一	17	山江村	山江村民生委員児童 委員協議会	会長	中村 征生
7		人吉球磨地域女性農業 委員ネットワーク	会長	石松まゆ子	18	球磨村	球磨村森林組合	参事	蒨 初美
8	多良木町	公立多良木病院企業団	課長補佐	北村 隆信	19		球磨村教育委員	委員長	中井 久美
9		多良木町文化協会	会長	竹原 篤子	20	あさぎり町	あさぎり町深田校区 婦人会	会長	白柿 悦子
10	湯前町	湯前町区長会	会長	柳瀬 鐵男	21	あさぎり町	あさぎり町農業女性の会	会員	宮原 久子
11		湯前町文化財保護委員会	委員長	溝下 昌美					

人吉球磨定住自立圏 推進協議会 幹事会名簿(オブザーバー)(敬称略)

団体名(所属)	役職	氏名(フリガナ)	団体名(所属)	役職	氏名(フリガナ)
錦町 企画観光課	課長	藤芳 純	山江村 総務課	課長	豊永 知満
多良木町 総務課	課長	松崎 信幸	球磨村 総務企画課	課長	蒨 敦己
湯前町 総務課	主事 (課長代理)	勘米良 康隆	あさぎり町 企画財政課	参事 (課長代理)	高田 将一
水上村 総務課	課長補佐	早田 良二	熊本県 市町村行政課	主幹	梶 千代
相良村 総務課	企画情報係長 (課長代理)	永田 聖史	熊本県 県南広域本部 球磨地域振興局 総務振興課	審議員 兼課長	中川 博文
五木村 総務課	総務係長 (課長代理)	土肥 整二	" "	課長補佐	嶋北 慶信

人吉球磨定住自立圏 推進協議会 事務局名簿

団体名(所属)	役職	氏名(フリガナ)
人吉市 総務部 企画財政課	課長	告吉 眞二郎
" " " 行政経営係	課長補佐	森下 弘章
" " " "	主幹	林田 考功
" " " "	主事	植竹 明日香

【事務局の所在地及び連絡先】
〒868-8601
人吉市麓町16番地
人吉市 総務部 企画財政課
行政経営係
TEL 0966-22-2111(内線2122)

定住自立圏構想について

①定住自立圏構想とは

地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策です。

人口5万人程度以上(少なくとも4万人を超えている)で昼間人口が多い都市が「**中心市**」(本圏域では人吉市)となり、生活・経済面で関わりの深い「**近隣市町村**」(本圏域では球磨郡9町村)と協定を締結し、定住自立圏を形成します。

中心市が策定する「**定住自立圏共生ビジョン**」に沿って、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で、医療・福祉・教育など生活機能の強化、交通・ICT インフラの整備や圏域内外の住民の交流、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保に取り組むこととなっています。

定住自立圏のイメージ

定住自立圏



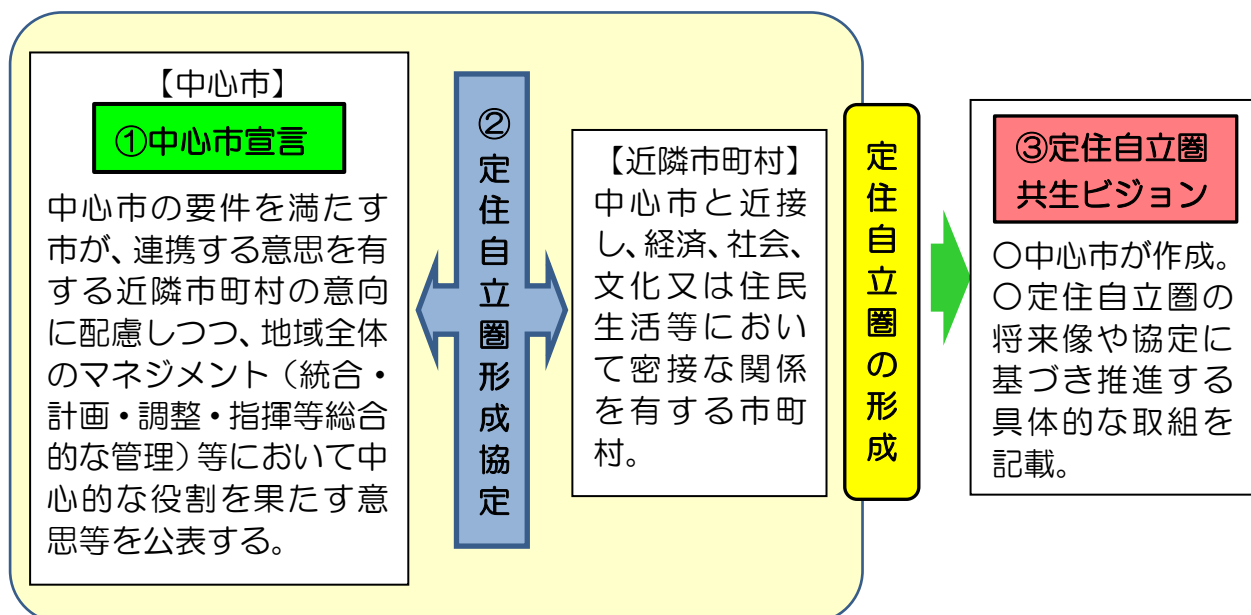
②全国の取組状況(平成27年1月30日現在)

宣言中心市	101市	※中心市宣言を行った市の数
定住自立圏	84圏域	※定住自立圏形成協定の締結又は定住自立圏形成方針の策定により形成された定住自立圏の数
ビジョン策定市	86市	※定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市の数

③熊本県内の取組状況(平成27年2月1日現在)

中心市	近隣市町村	中心市宣言	協定締結	ビジョン策定
大牟田市	みやま市、柳川市(福岡)、荒尾市、長洲町、南関町(熊本)(熊本はH25.3.28に追加)	H21. 8.28	H22.10. 8	H23. 3.31
山鹿市	※合併一市圏域	H21. 9. 1	H22. 3.18	H23. 1.31
天草市	※合併一市圏域	H23. 2.28	H23.12.20	H25. 3.28
人吉市	球磨郡9町村	H26. 3.24	H27. 1.14	—
八代市	氷川町	H26. 9.25	—	—
菊池市	※合併一市圏域	H26.12.12	—	—

④定住自立圏構想推進の手順



①一定の要件を満たす「中心市」が、「中心市宣言」により圏域における定住自立圏形成に向けた中心的な役割を担う意思を表明する。

②中心市宣言を行った市が、住民生活等において密接な関係を有する近隣の市町村との間で、議会の議決を経た上で、1対1で「定住自立圏形成協定」を締結し、人口定住のために必要な生活機能を確保するための相互の役割分担を決める。

③中心市が、生活機能確保の役割を担う民間や地域の関係者、圏域住民等で構成する「共生ビジョン懇談会」での検討を経て、協定締結した他の市町村との協議の上、「定住自立圏共生ビジョン」（おおむね5年を想定）を策定し、圏域の将来像や、具体的な取組内容及びその成果を決める。

④「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、中心市及び周辺市町村が役割分担した上で、具体的な取組を展開する。

⑤「定住自立圏共生ビジョン」は、取組の成果を勘案しながら、毎年度見直す。

⑤人吉球磨定住自立圏形成までの流れ

昨年3月に「定住自立圏構想推進要綱の一部改正」が行われ、人口集中地区の人口が1万人以上の市で、周辺に多自然地域を満たす後背地市町村が存在する場合は、中心市とみなすことができるようになりました。

これにより、本市も中心市となる要件を満たすこととなり、平成26年3月24日に「**中心市宣言**」を行い、球磨郡9町村と協定の締結に向けて協議を重ねてまいりました。

その結果、昨年12月に各市町村議会の議決を経て、平成27年1月14日には圏域10市町村による合同調印式が行われ、人吉市と球磨郡9町村による1対1の協定を結び、「**人吉球磨定住自立圏**」が形成されました。

⑥定住自立圏構想のメリット（利点）

特別交付税(市町村に対する支援)

ア) 包括的財政措置

- ・ 中心市については、1市当たり年間8,500万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定する。
- ・ 近隣市町村については、1市町村当たり年間1,500万円が上限。

イ) 外部人材の活用

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用として、上限700万円を最大3年間の措置。

ウ) 病診連携等による地域医療

- ・ 病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置として、措置率0.8、上限を800万円。

圏域の一体性

人吉球磨の10市町村が連携することで、広域的な観点からの地域活性化等の施策を展開し、中心市においては圏域のマネジメント等におけるリーダーシップが発揮でき、周辺町村においては連携することでスケールメリット(同種のものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点)が働き、圏域の一体性が図られるとともに事務の効率化等が期待できる。

定住自立圏構想

中心市宣言書



平成26年3月

人吉市

中心市宣言

我が国は、人口減少時代へ突入し、少子高齢社会の急速な進行、産業や経済のグローバル化など、これまで経験したことのない大きな転換期を迎えています。その中で、地方には、厳しい財政環境の中、都市機能や地域資源を有効に活かしながら独自の魅力溢れる地域づくりや市民が安全で安心な暮らしができる持続可能な地域経営を行うことが求められています。

このような大きな転換期を迎えている中で、人吉球磨地域において、地域の活性化と発展を継続していくためには、単独自治体での事業展開に加えて、圏域の自治体とそれぞれに有する都市機能や地域資源を有効に活用し合いながら、圏域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保し、様々な課題に相互に連携して対応することが、これまで以上に重要となっています。

本市を含む1市4町5村からなる人吉球磨地域は、古くは鎌倉時代初期に相良氏の人吉の地頭に任せられ、室町時代に地域を統合し、明治時代の廃藩置県まで長きに亘り地域を治めたため、中世以来の歴史と風土に育まれた文化が脈々と受け継がれている地域です。本市も人吉球磨地域の一つの市として情緒豊かな街並みを残しつつ、政治・経済・文化の中心となって圏域自治体と共に繁栄してきました。

このような中で、人吉球磨地域においては、平成15年4月1日に上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の1町4村の合併によって、「あさぎり町」が誕生しました。その後、本市を含む他の自治体においても、合併協議等は実施されたものの、最終的には合併までに至りませんでした。しかしながら、人吉球磨地域においては、生活圏を形成する圏域自治体と消防、救急、ごみ処理施設などの広域化を進めてきたところであり、日常生活においても、車社会の進展や交通インフラの整備・充実により、通勤・通学・買物・医療など、あらゆる面で地域住民の行動範囲における広域的な結びつきを強めてきました。

今後の人吉球磨地域全体の発展のために、本市は、定住自立圏構想における中心的な役割を担い、生活圏や経済圏を共にする信頼性のある圏域自治体と、これまでに培われてきた連携や協力関係を尊重しつつ、中心市としての都市機能の充実を図るとともに、連携する自治体の特性を活かした魅力溢れる地域づくりを進め、圏域全体の発展による一体感のあるまちづくりに全力を尽くすため、ここに定住自立圏構想における「中心市」となることを宣言します。

平成26年3月24日

人吉市長 田中 信孝

1 都市機能の集積状況及び圏域自治体の利用状況

(1) 人吉市における都市機能の集積状況

人吉市における中核的な医療機能、教育、観光、商業機能、公共施設等による各種サービス機能、その他行政及び民間分野における都市機能の集積状況は概ね以下のとおりであり、定住自立圏を形成する中心市としての都市機能を有しています。

分類	都市機能	施設名等
医療	救急医療（二次救急【病院群輪番制病院及び救急告示病院】）	人吉総合病院(病院群輪番制病院及び救急告示病院) 球磨病院（救急告示病院） 外山胃腸病院（救急告示病院）
	救急医療（初期救急【在宅当番医制】）	人吉市医師会（運営団体）
	災害医療（地域災害拠点病院）	人吉総合病院
	周産期医療（地域周産期中核病院）	
	地域医療支援病院	
【第6次熊本県保健医療計画より】 平成25年 4月1日現在		
福祉	介護保険施設	特別養護老人ホーム：3ヶ所(内地域密着型1ヶ所)、 介護老人保健施設：3ヶ所、介護療養型医療施設： 6ヶ所、養護老人ホーム：2ヶ所、軽費老人ホーム(ケ アハウス)：1ヶ所、有料老人ホーム：4ヶ所、認知 症対応型グループホーム：8ヶ所
	障害者福祉施設	入所施設(ショートステイを兼ねる)：2ヶ所、生活介 護施設：1ヶ所、就労移行支援施設：4ヶ所、就労 継続支援B型施設：5ヶ所、地域活動支援センター： 1ヶ所、地域療育センター：1ヶ所、共同生活介護・ 援助施設：3ヶ所、児童発達支援事業所：2ヶ所
	保育園	私立：13ヶ所
教育・文化・ スポーツ	幼稚園	私立：3ヶ所
	高等学校	県立人吉高等学校、県立球磨工業高等学校
	各種専門学校	人吉准看護学院、九州技術教育専門学校人吉校
	職業訓練	人吉球磨能力開発センター
	中小企業への専門的研修機関	中小企業大学校人吉校
	文化施設・スポーツ施設	人吉市カルチャーパレス 人吉スポーツパレス 人吉市農村運動広場野球場(川上哲治記念球場) 人吉市第一市民運動広場 人吉市村山公園テニスコート 人吉市田野テニスコート 人吉市弓道場 人吉市相撲場 人吉市射撃場 人吉市球磨川トレーニングセンター 人吉市市民プール 人吉市梢山地区多目的グラウンド
	図書館	人吉市図書館

分類	都市機能	施設名等
観光	史跡・文化財等	国宝：１件、国指定文化財：６件、国登録文化財：２件、県指定文化財：２５件
	レジャー施設	くま川下り株式会社、ラフティング(球磨川ラフティング協会加盟 17 社)、人吉クラフトパーク石野公園
	温泉	温泉利用公衆浴場：３１ヶ所
	宿泊施設	ホテル・旅館・ビジネス：３２ヶ所、国民宿舎：１ヶ所、民宿：８ヶ所
商業	球磨焼酎製造場	球磨焼酎製造場：１０ヶ所(内 6 ヶ所は工場見学可)
	商店街	人吉市西九日町商店街振興組合、人吉東九日町商店街振興組合
	大規模小売店舗	店舗面積 1,000 ㎡以上 １２施設
	金融機関	銀行・信用金庫・労働金庫等：７ヶ所 郵便局：１４ヶ所 J A：J Aくま １ヶ所
交通	駅（J R 肥薩線）	人吉駅、西人吉駅、大畑駅、矢岳駅
	駅（くま川鉄道）	人吉温泉駅、相良藩願成寺駅
	路線バス（中心市街地を起点・経由しているもの）	人吉市内運行 人吉市以外の地域への運行
	高速バス	ひとよし号(熊本⇄人吉・多良木)、なんぷう号(熊本⇄宮崎)、きりしま号(熊本⇄鹿児島)、B & S みやざき号(新八代⇄宮崎)、フェニックス号(福岡⇄宮崎)
	道路	(高速道路) 九州自動車道人吉 I C (国道) ２１９号、２２１号、２６７号、４４５号
広域施設	人吉球磨広域行政組合	人吉球磨クリーンプラザ アクアパーク（汚泥再生処理センター） 人吉葬斎場
	消防施設	人吉下球磨消防組合
行政機関等	国	熊本地方裁判所人吉支部 熊本家庭裁判所人吉支部 人吉簡易裁判所 熊本地方検察庁人吉支部・人吉区検察庁 熊本地方法務局人吉支局 人吉税務署 熊本南部森林管理署 熊本南部森林管理署大塚森林事務所 熊本南部森林管理署大畑森林事務所 球磨公共職業安定所 人吉労働基準監督署 九州地方整備局八代河川国道事務所人吉出張所 自衛隊熊本地方協力本部人吉地域事務所
	県	球磨地域振興局 球磨福祉事務所 人吉保健所 城南家畜保健衛生所 球磨教育事務所 人吉警察署 熊本県警察本部高速道路交通警察隊人吉分駐隊

(2) 圏域自治体の住民による都市機能の利用状況

① 中核的な医療機能

人吉市における救急医療体制は、二次救急医療施設及び災害拠点病院の指定を受けた人吉総合病院を医療拠点の中心として、圏域住民の安全・安心な暮らしを支えています。

◆人吉総合病院（平成 24 年度）

（単位：人）

	患者数											
	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町	その他	合計
外来患者数	19,231	4,906	1,966	872	417	2,285	715	1,767	2,287	4,069	4,179	42,676
入院患者数	2,122	642	186	90	29	284	104	229	283	386	790	5,145
救急患者数	2,744	813	130	47	25	294	105	247	348	294	694	5,741

※資料：人吉総合病院 「救急患者数」は平日の時間内に救急外来を受診した患者も含みます。

◆人吉市休日・夜間救急患者数（平成 24 年度）

（単位：人）

	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町	その他	合計
患者数	1,910	575	74	37	15	203	53	174	223	205	504	3,973

※資料：人吉総合病院

② 教育機能

人吉市には、高等教育機関として県立高等学校が2校あり、圏域自治体から多数の学生が通学しています。また、本市の図書館は、多くの地域住民が利用しています。

◆市内高等学校の生徒数（平成 25 年 4 月現在）

（単位：人）

学校名	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町	その他	合計
人吉高校	395	86	68	39	14	50	7	37	23	125	8	852
球磨工業高校	236	74	30	13	7	21	2	34	23	66	29	535

※資料：各高等学校

◆人吉市図書館利用状況（平成 25 年 4 月現在）

（単位：人）

	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町	合計
登録者数	13,860	822	335	121	63	477	47	424	481	888	17,518

図書貸出数（平成 24 年度）

（単位：冊）

	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町	合計
図書貸出数	102,516	5,568	508	564	117	4,576	207	6,644	3,980	3,787	128,467

※資料：人吉市図書館

③ 商工業機能

商業機能としては、中心市街地には九日町商店街が軒を並べ、市内各所にスーパー、コンビニエンスストア、レストランなどの店舗や、家電量販店、大型商業施設があり、圏域の住民の暮らしを支えています。

工業機能としては、市内には、梢山工業団地や食品工業団地があり、企業の工場が多数立地しており、人吉市や圏域自治体の雇用促進につながっています。また、梢山工業団地の敷地内にある中小企業大学校人吉校では、中小企業の革新と創造をリードする経営管理者の育成、研修を実施しています。さらに、本市の中核工業用地に企業誘致を進めており、更なる産業の活性化が期待されています。

◆商業の概要

	卸売業			小売業		
	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
人吉市	106	771	2,618,725	534	3,240	4,617,153
錦町	13	40	191,855	134	914	1,309,995
多良木町	21	173	460,851	129	698	905,953
湯前町	6	36	94,169	67	239	247,692
水上村	4	7	3,600	27	59	42,000
相良村	8	56	179,511	36	207	221,647
五木村	—	—	—	19	60	53,545
山江村	3	20	22,732	14	39	87,628
球磨村	2	7	—	41	117	—
あさぎり町	38	258	712,232	180	914	1,301,243

※資料：平成 19 年商業統計調査

◆工業の概要

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
人吉市	71	1,346	1,974,766
錦町	15	1,479	3,809,204
多良木町	28	497	539,344
湯前町	19	281	277,234
水上村	6	73	125,610
相良村	10	113	106,401
五木村	5	77	62,402
山江村	6	64	80,351
球磨村	3	32	—
あさぎり町	40	853	966,404

※資料：平成 23 年工業統計調査

④ 交通

人吉市は圏域自治体と、国道 219 号、445 号や主要県道によって結ばれ、圏域の交通や物流の中心となっています。

鉄道は、J R 肥薩線、くま川鉄道が通っています。また、圏域内の生活のための公共交通として、路線バスや高速バスが運行されており、人や物のネットワークが形成されています。

◆人吉 IC の利用状況（平成 23 年度）（単位：台）

	流入			流出		
	普通車	大型車	その他	普通車	大型車	その他
利用台数	999,992	126,601	396,251	1,018,028	112,232	398,176

※資料：第 26 回人吉市統計年鑑

◆J R 人吉駅の利用者数（平成 24 年度）（単位：人）

	乗客数	降客数
利用者数	121,885	122,207

※資料：J R 九州熊本支社

⑤ その他の施設

◆人吉球磨クリーンプラザの利用状況

収集（平成 24 年度）（単位：kg）

	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町	合計
可燃物	6,397,890	1,093,580	1,176,540	555,100	247,200	641,220	208,190	433,910	472,250	2,086,660	13,312,540
不燃物	474,810	44,830	84,540	34,860	22,240	58,990	8,680	20,000	39,400	123,510	911,860
資源ごみ	0	0	0	189,450	81,960	93,270	42,900	93,600	86,990	303,900	892,070

一般持込み（平成 24 年度）（単位：kg）

	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町	合計
可燃物	4,358,310	690,040	653,280	43,340	94,910	30,680	76,200	76,200	71,880	999,000	7,034,550
不燃物	125,790	38,770	18,400	5,650	3,470	7,670	5,450	15,630	7,180	46,020	247,040
資源ごみ	63,550	145,700	5,490	850	1,290	33,190	1,600	10,390	5,400	177,960	485,420

※粗大ごみ及び有害ごみは未計上。一般持込みには許可、個人、事業所、集団回収が含まれる。

収集の資源ごみの値が「0」の自治体は、人吉球磨クリーンプラザ以外に搬入。

※資料：人吉球磨広域行政組合

◆斎場の利用状況（平成 24 年度）

施設名	利用総数(件)	人吉市住民		圏域自治体住民	
		利用数(件)	割合	利用者(件)	割合
人吉葬斎場	817	483	59.1%	334	40.9%

※資料：人吉球磨広域行政組合

2 想定する連携取組

圏域自治体と連携する項目としては、主に次のような分野を想定しています。

(1) 生活機能の強化に関すること

① 医療

○休日・夜間等における救急医療体制の整備

- ・圏域住民の安全安心な暮らしのために、圏域内の医療機関と連携しながら、休日や夜間における救急医療体制等の確保を図ります。

○健診体制の連携強化等

- ・予防接種や個別健診の充実策等を協議・検討し、圏域内自治体の連携による保健サービスの向上を図ります。

② 福祉

○乳幼児発達相談体制の充実

- ・精神発達面において困り感(※注1)のある乳幼児を早期に把握し、適切な指導を行うため、圏域内の自治体の連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

○障がい者（児）の総合支援の推進

- ・障がい者（児）が安心して生活できるよう、圏域内の自治体が共同して障がい者（児）支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進します。

③ 文化

○文化財の保護及び活用

- ・圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存・活用を図るための取り組みを推進します。

④ 産業振興

○農業振興

- ・地域産業の柱である農業の振興を図るため、生産から販売までの一貫体制の確立により、地元農畜産物を活用したブランド化を進めるとともに、農業の担い手育成、農地の集積及び耕作放棄地の解消等の取り組みを推進します。

○観光振興

- ・圏域全体で魅力ある観光地づくりを進め、祭りやイベントをはじめとした各種観光事業を広域的に展開することで、着地型広域観光を今まで以上に推進します。

○企業誘致・雇用創出

- ・雇用情勢が厳しい中、圏域内連携による効果的な企業誘致の推進や雇用の確保など、地域産業の振興及び雇用の促進を図ります。

※注1 困り感：嫌な思いや苦しい思いをしながらも自分で解決できず、困っている感覚。「困り感」は、株式会社学習研究社が商標登録されています。

○鳥獣害対策

- ・有害鳥獣による農産物、林産物の被害防止や日常生活への不安解消のため、それぞれの地域の有害鳥獣対策に加え、圏域内における連携した捕獲活動の実施や農作物の被害防止活動を総合的に進めます。

⑤ その他

○消費生活相談業務の充実

- ・消費生活相談窓口の連携を強化し、圏域住民からの消費生活相談の内容に応じた専門相談機関の紹介、斡旋、情報提供等の適切な助言を行います。

○環境保全

- ・地球温暖化の防止と循環型社会の形成に向けて、レジ袋削減のための住民団体・事業者・行政等の相互理解と連携を促進するとともに、事業者のレジ袋削減に向けた取り組みを支援します。

(2) 結びつきやネットワークの強化に関すること

① 地域公共交通

○鉄道・路線バスの利用促進

- ・圏域内外の結びつきやネットワークの強化を目的として、鉄道の利便性向上・路線の確保を図るとともに、圏域自治体を繋ぐバス路線の維持・確保を図り、圏域内外の活発な交流を促進します。

② 道路等の交通インフラの整備

○人吉・球磨スマートインターチェンジ（仮称）の整備

- ・スマートインターチェンジ実現に向けた連携及び整備推進を図ります。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に関すること

○ 圏域における人材の育成及び活用

- ・圏域における人材の育成を図るため、職員研修の充実など、職員の能力向上を図ります。
- ・広域的マネジメントの強化のため、外部の専門的な人材の活用などを促進します。
- ・圏域における情報の共有を図るため、圏域内の職員等における情報交換や国・県等への派遣などの交流促進を行います。

3 人吉市への通勤通学割合が10%以上ある自治体及び人吉市と定住自立圏構想を推進するため連携の意思を有する自治体

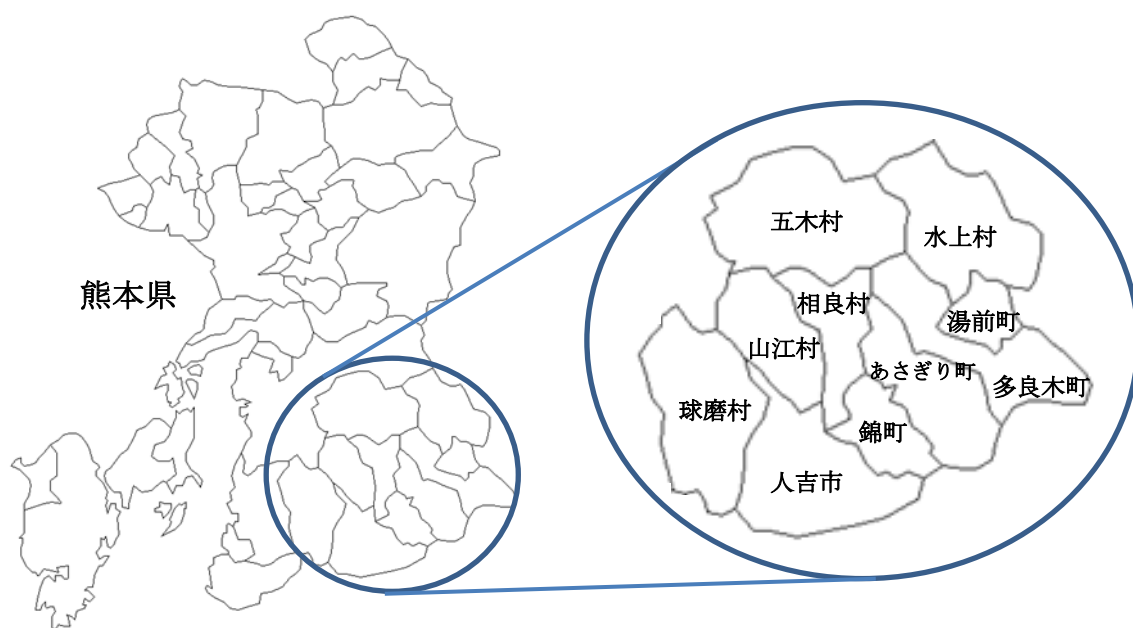
通勤通学割合が10%以上ある自治体

自治体名	常住する就業者数及び通学者数（人） （15歳以上）		本市への就業者数 及び通学者数（人） c	通勤通学割合 $d=c/(a-b)$
	a	うち自宅従業者数 b		
錦町	5,990	1,276	1,474	31.3%
多良木町	5,591	1,584	483	12.1%
湯前町	2,307	621	190	11.3%
相良村	2,613	720	795	42.0%
山江村	1,975	385	752	47.3%
球磨村	1,954	353	687	42.9%
あさぎり町	8,801	2,212	1,167	17.7%

連携の意思を有する自治体

自治体名	常住する就業者数及び通学者数（人） （15歳以上）		本市への就業者数 及び通学者数（人） c	通勤通学割合 $d=c/(a-b)$
	a	うち自宅従業者数 b		
水上村	1,218	338	80	9.1%
五木村	570	82	33	6.8%

※資料：平成22年国勢調査



定住自立圏共生ビジョンについて

定住自立圏共生ビジョンとは

中心市が、当該中心市を含む定住自立圏を対象として、その将来像や定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組について記載しているもの。

その策定又は変更にあたっては、民間や地域の関係者を構成員として中心市が開催する協議・懇談の場（以下「共生ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

① 定住自立圏及び市町村の名称

定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結したすべての市町村の名称を記載する。

② 定住自立圏の将来像

定住自立圏における行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、定住自立圏の将来像を提示する。

③ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

上記②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各定住自立圏形成協定等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載する。（取組の具体的内容、実施スケジュール、関連する市町村の名称、根拠とする形成協定及び総事業費や各年度の事業費等の予算見込み 等）

④ 定住自立圏共生ビジョンの期間

定住自立圏共生ビジョンの期間を記載する。期間はおおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

共生ビジョン懇談会について

- ア) 共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更にあたって関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者を含めることが望ましい。
- イ) 共生ビジョン懇談会は、中心市である人吉市が設置し、委員の委嘱を行う。
- ウ) 共生ビジョン懇談会委員は、25名以内で組織する。(各町村2名、残りを人吉市から選任。)
- エ) 共生ビジョン懇談会委員の任期は2年で、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- オ) 報酬の日額は次のとおり。会長 6,000 円(※所得税 470 円源泉後 5,530 円)、委員 5,500 円(※所得税 370 円源泉後 5,130 円)
- カ) 費用弁償の日額は次のとおり。熊本市からの場合 7,110 円、人吉球磨圏域からの場合 1,700 円

定住自立圏共生ビジョンの策定手続き等

① 圏域共生ビジョン懇談会による策定

共生ビジョン懇談会において、策定及び変更について検討を行う。

② 定住自立圏共生ビジョンに関する近隣市町村との協議

上記①を経て、各近隣市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行う。

③ 定住自立圏共生ビジョンの写しの近隣市町村等への送付及び公表

中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更を行ったとき、近隣市町村及び国・県にその写しを送付し、公表する。

④ 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換

中心市は、定住自立圏共生ビジョンに関し意見交換を行うため、少なくとも1年に1回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設けるものとする。

人吉球磨 定住自立圏共生ビジョン (案)



あさぎり町



錦町



多良木町



球磨村



人吉市



湯前町



山江村



水上村



五木村



相良村

平成27年 月

〔 人吉市・錦町・多良木町・湯前町・水上村・
相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町 〕

目次

第1章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項

- | | | | |
|---|--------------|------|---|
| 1 | 定住自立圏の名称 | ・・・P | 2 |
| 2 | 定住自立圏の構成市町村 | ・・・P | 2 |
| 3 | 共生ビジョンの目的・役割 | ・・・P | 2 |
| 4 | 共生ビジョンの期間 | ・・・P | 2 |

第2章 圏域の概況

- | | | | |
|-----|---------------|------|----|
| 1 | 定住自立圏のこれまでの取組 | ・・・P | 3 |
| 2 | 圏域構成市町村の概況 | | |
| (1) | 構成市町村の地勢・沿革 | ・・・P | 3 |
| (2) | 圏域の人口 | ・・・P | 8 |
| (3) | 産業 | ・・・P | 11 |

第3章 人吉球磨定住自立圏の将来像

- | | | |
|-------|------|----|
| 圏域の将来 | ・・・P | 12 |
|-------|------|----|

第4章 具体的な取組内容

- | | | | |
|-----|-----------------------|------|----|
| 1 | 具体的な取組内容の体系図 | ・・・P | 13 |
| 2 | 具体的な取組内容 | | |
| (1) | 生活機能の強化に係る政策分野 | ・・・P | 15 |
| (2) | 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 | ・・・P | 33 |
| (3) | 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 | ・・・P | 39 |

第5章 資料編

- | | | | |
|---|-------------------------|------|----|
| 1 | 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン策定の経過 | ・・・P | 42 |
| 2 | 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会の設置条例 | ・・・P | 43 |
| 3 | 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿 | ・・・P | 44 |
| 4 | 人吉球磨定住自立圏推進協議会規約 | ・・・P | 45 |
| 5 | 人吉球磨定住自立圏推進協議会推進体制 | ・・・P | 46 |
| 6 | 中心市宣言書 | ・・・P | 47 |
| 7 | 人吉球磨定住自立圏形成協定書 | ・・・P | 48 |

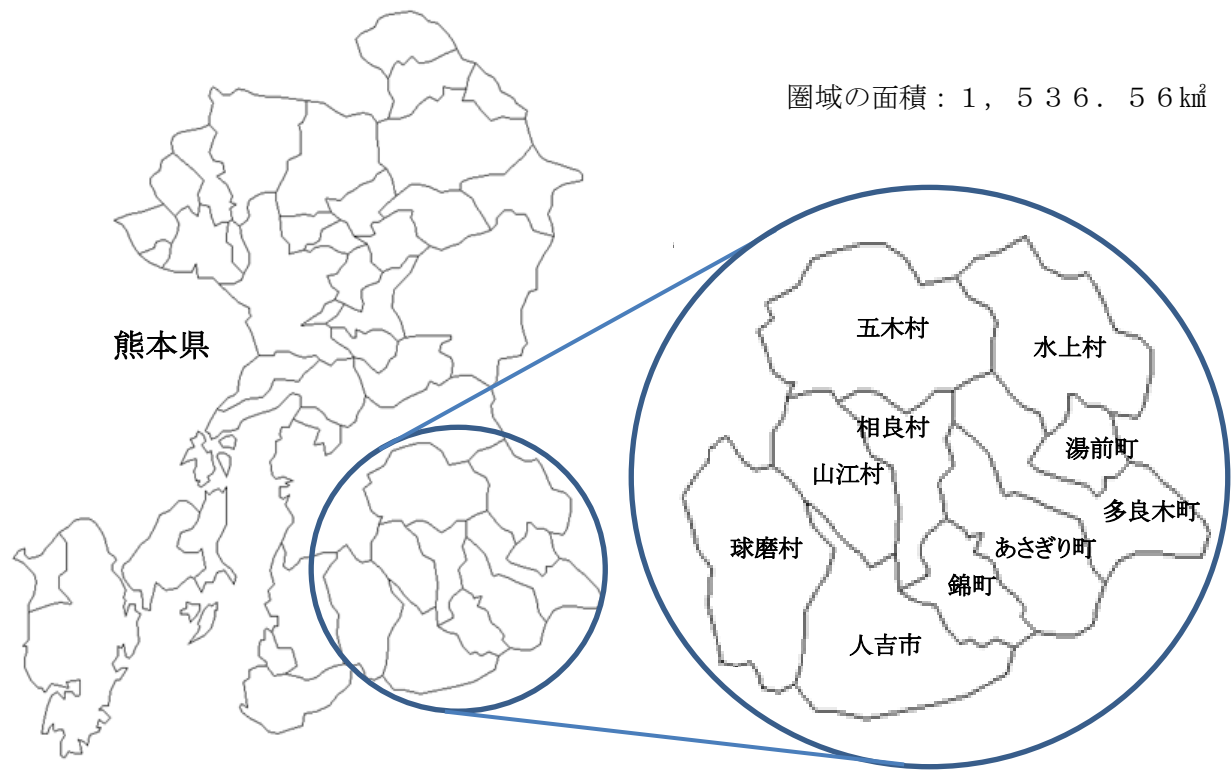
第1章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項

1 定住自立圏の名称

人吉球磨定住自立圏

2 定住自立圏の構成市町村

人吉市・錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村
五木村・山江村・球磨村・あさぎり町（建制順）



3 共生ビジョンの目的・役割

定住自立圏構想は、生活に必要な都市機能を擁する中心市と、その中心市が行った中心市宣言に賛同した近隣市町村で形成される定住自立圏において、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市と圏域自治体が相互に連携と協力を行うことにより、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

本ビジョンは、安心・快適に暮らせる定住自立圏の形成に向けて、中・長期的な視点から、人吉球磨定住自立圏がめざす将来像を定めるとともに、その実現のために必要な具体的取組を示すものです。

4 共生ビジョンの期間

本ビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、毎年度、所要の変更を行うものとします。

第2章 圏域の概況

1 定住自立圏のこれまでの取組

《中心市宣言》

人吉市では、平成24年10月から球磨郡各町村との間で市町村の行政体制強化に向けた広域連携の可能性等について検討を進めてまいりました。その後、国におきまして、定住自立圏構想の要綱が改正され、本市も中心市の要件を満たすこととなり、平成26年3月24日に圏域の中心的な役割を担う意思を有することを明らかにする「中心市宣言」を行いました。

《定住自立圏形成協定》

平成26年5月に圏域10市町村で構成する人吉球磨定住自立圏推進協議会を設置し、連携する項目等について検討・協議を行い、平成26年12月に各市町村議会での定住自立圏形成協定の締結に関する議決を経て、平成27年1月14日に人吉球磨定住自立圏形成協定合同調印式を実施し、定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。

2 圏域構成市町村の概況

(1) 構成市町村の地勢・沿革（H26.4.1 現在）

	人吉市	面積：210.48 km ² 人口：34,898 人 世帯：15,549 世帯	【特産品・グルメ】 ○球磨焼酎 ○きじ車 ○花手箱 ○唐辛子 ○キクラゲ ○うなぎ ○医食同源ひとよし米 ○餃子 【観光名所・スポット等】 ○青井阿蘇神社（国宝指定） ○ウンスンカルタ ○武家蔵 ○くま川下り ○人吉城跡 ○人吉城歴史館 ○人吉梅園 ○老神神社 （国指定重要文化財） ○岩屋熊野座神社 （国指定重要文化財） ○願成寺阿弥陀如来坐像 （国指定重要文化財） ○永国寺《通称「ゆうれい寺」》 ○SLひとよし ○いさぶろう・しんぺい号 ○人吉クラフトパーク石野公園
人吉市は、昭和17年2月11日に旧人吉町、旧西瀬村、旧中原村及び旧藍田村の1町3村が対等合併により「人吉市」として誕生し、平成24年には市制施行70周年を迎えました。 位置的には、熊本県、宮崎県、鹿児島県3県の県境にあり、熊本県南部、人吉盆地の最南端に位置しています。 地形的には、九州山地に囲まれ、日本三急流の一つ、清流「球磨川」が市の中心を東西に貫流し、さらに、南北から多くの支流が本流である球磨川に注ぎ込んでいる山紫水明の地です。 人吉市は、日向（宮崎県）、薩摩（鹿児島県）佐敷（熊本県芦北町）を結ぶ交通の要衝にあり、「舎」つまり、宿があり、これを“ひとよし”と読んでいたため、「人吉」となったとする説があるように、生活、文化、産業などのあらゆる面で人吉球磨地方の中心として、また、宮崎県、鹿児島県との県境を越えた交流拠点都市となっています。 第5次人吉市総合計画では「人吉球磨の山々と清流球磨川水系」、「相良700年の歴史が育んだ文化財や地場産業」、「比類なき価値を持つ肥薩線産業遺産群」を3つの秘めたる宝物とし、恵まれた地域資源とその特徴を最大限に活かし、活気と賑わいに満ちた健康で笑顔で暮らせるまちづくりを進めています。			  

	錦町	面積： 84.93 km ² 人口： 11,275 人 世帯： 3,818 世帯	【特産品・グルメ】 ○桃 ○梨 ○メロン ○茶 ○にしきほるもん街道 
錦町は、昭和 30 年 7 月 1 日に旧西村、旧一武村、旧木上村が合併して「錦村」を設置し、さらに昭和 40 年 4 月 1 日に「錦町」として誕生しました。 町の中心部を国道 219 号線、その北寄りに球磨川が東西に横断しており、この一帯が水田地帯となっています。町内は南部と北部に区分され、山麓地帯であった南部は、土地改良区の事業により畑地灌漑的な圃場となり、その後、一部の地域では企業誘致による団地化も進んでいます。さらに、梨や桃の産地でもあります。丘陵地帯である北部は、一部にゴルフ場があるものの、ほとんどの地域で農地造成と圃場整備が進められており、全国で産地賞に輝いた錦茶の産地でもあります。 本町では、町民一人ひとりが「自分たちの町は自分たちの手で」という自治意識を持ち、町民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し協力しながら、「人の和を大切にし、老いても安心して暮らせる町 若人に夢と希望が持てる町」を目指します。			【観光名所・スポット】 ○大平溪谷 ○平成峠 ○ツクシイバラ群生地 ○道の駅「錦」 ○くらんど公園 ○新宮寺 ○京ヶ峰横穴群 ○丸目蔵人佐の墓 ○桑原家住宅 （国指定重要文化財） ○木造釈迦如来座像 ○土屋観音堂 ○一武八幡宮    

	多良木町	面積：165.86 km ² 人口：10,389 人 世帯： 3,859 世帯	【特産品・グルメ】 ○球磨焼酎 ○米 ○イチゴ ○メロン ○梨 ○桃 ○栗
多良木町は、大正 15 年 5 月 1 日に多良木村が町制施行により「多良木町」となり、昭和 30 年 4 月 1 日に旧黒肥地村、旧久米村との新設合併により現在に至り、平成 27 年には町制施行 60 周年を迎えます。 熊本県の南東端で宮崎県との県境に位置し、北西から南東にかけて細長い瓢箪型の地形で、町域中央部を球磨川が東西に流れ、南部と北部は九州山脈の支脈を形成する山林により森林資源が豊富です。 豊かな水利と肥沃な土地にも恵まれ、収穫される良質米からは世界に誇るブランド「球磨焼酎」が作られます。 本町は、農林業をはじめとした産業や雇用の創出、少子高齢化対策、生活インフラ整備、また、歴史的建造物などの有形文化財や臼太鼓踊り・球磨拳などの無形民俗文化財などの伝統文化の保存・活用などにより、「健康で明るく、住みよい、誇りの持てる町づくり」に取り組んでいます。			【観光名所・スポット】 ○青蓮寺阿弥陀堂 (国指定重要文化財) ○太田家住宅 (国指定重要文化財) ○簡易宿泊施設 「ブルートレインたらぎ」 ○妙見野自然の森展望公園 ○千年の目覚め 「平成悠久石」 ○交流館石倉 ○埋蔵文化財等 センター「黒の蔵」 ○ふれあい交流センター 「えびすの湯」 ○えびす像めぐり 

	湯前町	面積：48.42 ㎢ 人口：4,279 人 世帯：1,647 世帯	【特産品・グルメ】 ○米 ○イチゴ ○ぶどう ○下村婦人会「市房漬け」 ○球磨焼酎 【観光名所・スポット】 ○ゆのまえ温泉「湯楽里」 ○湯前まんが美術館 ○交流センター「湯一とびあ」 ○城泉寺（国指定重要文化財） ○八勝寺阿弥陀堂（国指定重要文化財） ○潮神社 ○賽神社    
湯前町は、明治 22 年の町村制施行で湯前村となり、昭和 12 年 4 月 1 日に町制を敷き、平成 25 年には町制 75 周年を迎えました。 湯前町は熊本県の南部、人吉市より 24 km、球磨盆地の東端に位置し、東は宮崎県西米良村と九州山脈で接しています。西と南は多良木町、北は球磨川流域で遮り対岸は水上村に隣接しています。面積は 48.42 ㎢で、町の中心部から熊本市まで 118 km、宮崎市まで 120 km、鹿児島市まで 110 km となっています。交通は、国道 219 号線が中心部を東西に走り、国道 388 号線も中心より北に走っており、これらを軸として 4 路線の県道が隣接町村を結んでいます。周辺は山林に覆われ、中央に球磨盆地が広がる風光明媚な自然環境です。 本町は、農林業等への地域資源を生かした 6 次産業化等の産業活性化をはじめ、地域雇用の創出と遊休農用地対策、少子高齢化に対応した住民福祉の増進を行い、「生き活きと輝き、誇れる町、ゆのまえ」の実現を目指します。			

	水上村	面積：190.96 ㎢ 人口：2,383 人 世帯：919 世帯	【特産品・グルメ】 ○いちご ○栗 ○米 ○お茶 ○しいたけ ○とうふのみそ漬 ○干タケノコ ○球磨焼酎   【観光名所・スポット】 ○市房ダム湖周辺の桜 ○市房山、市房杉 ○森林セラピー ○湯山温泉 ○白水滝の吊り橋 ○球磨川水源 ○生善院観音堂（国指定重要文化財）《通称「猫寺」》   
水上村は、明治 28 年 11 月 28 日に旧岩野村、旧湯山村、旧江代村の三村が合併して誕生しました。 本村は、村域の大部分が九州中央山地に位置し、市房山、江代山、白鳥山、高塚山、三方山などの山々が、村域を包み込むように村堺をめぐる連なりそびえています。西部を五木村及び多良木町、南部を湯前町、北部を八代市泉町、東部を宮崎県の椎葉村並びに西米良村に接し、自然に恵まれた村です。 河川は、村の中央部を貫流する球磨川と、東から流れる湯山川が市房ダムで合流し、人吉盆地を潤し、八代海に注いでいます。平地は人吉盆地の北東部にあたる岩野地区の一部と、湯山地区中央部に限られ、村全体に平坦な耕地が少ない山村です。 本村は、少子化が進み、厳しい経済情勢が続いていますが、村民が水上村に生まれ育ったことに誇りをもてるよう、「地域を元気に！住みやすい村づくり」をめざし、地場産業、教育、スポーツの振興と福祉の充実を図って行きます。			

	相良村	面積：94.54 ㎢ 人口：4,843 人 世帯：1,656 世帯	【特産品・グルメ】 ○鮎（甘露煮） ○お茶 ○栗 ○イチゴ ○ズッキーニ ○四浦こんにゃく
相良村は、昭和 31 年 9 月 1 日に旧川村と四浦村が合併して誕生しました。 熊本県南部、人吉球磨のほぼ中央に位置し、北部は標高 400m～1,300m の山岳が連なる山林地帯、南部は平野が拓けた農耕地帯を形成し、東西の北端 11km・南端 4km、南北 24km のくさび形をしています。 日本三急流の一つ球磨川の支流「川辺川」が、北から南へ村の中央を貫流しており、平成 19 年度以来、連続で水質日本一の清流となっています。 交通は、九州自動車道により福岡市へ約 3 時間、鹿児島・宮崎市へ 1 時間程度と九州一円を短時間で往来でき、観光面は、都市との交流拠点である「さがら温泉 茶湯里」が平成 10 年 4 月にオープン。国の重要文化財に指定された「十島菅原神社」を始めとする歴史的建造物なども多く残されています。 また、一番露出が多い村名に着目し、村の地域資源を活かした P R 「相性の良くなる村」を新たなコンセプトに村の知名度アップと地域活性化及び交流人口の拡大、移住定住の促進を図っています。			【観光名所・スポット】 ○さがら温泉「茶湯里」 ○仰烏帽子山 ○かっぱの墓 ○北嶽神社 ○雨宮神社（三産くぐり） ○廻り観音 ○上園観音 ○深水観音 ○蓑毛観音 ○十島観音 ○井沢熊野座神社 ○十島菅原神社 （国指定重要文化財） ○チェリーゴルフ人吉コース



	五木村	面積：252.94 ㎢ 人口：1,241 人 世帯：526 世帯	【特産品・グルメ】 ○しいたけ ○お茶 ○とうふの味噌漬け
五木村は明治 22 年に旧四浦村との組合役場の創設を経て、明治 29 年 4 月 1 日に誕生しました。 本村は「五木の子守唄」が全国的にも有名で、九州中央山地の西端に位置し、総面積は 252.94 ㎢と広大で、標高 1,000m～1,500 m の山々に囲まれ、8 年連続水質日本一となった清流「川辺川」が村の中央を北から南へ貫流する急峻な地形の山村です。また、一説では壇ノ浦の戦いに敗れた平家の落人とそれを追い討ちにきた源氏の一族が居着いた事から「居着（いつき）」と呼ばれるようになったと言われている。 本村は、昭和 41 年に発表された「川辺川ダム建設計画」により村の中心部が水没することになり、移転などによる急激な人口減少と少子高齢化が進んでいます。 このような中、「ふるさと五木村づくり計画」や「五木村再建計画」を着実に進め、「五木の子守唄」をはじめとする地域資源を最大限に活用し、観光を中心とした村づくりを進めています。特に近年は、「川辺川」を活用したバンジージャンプやカヤックなど、アウトドアスポーツにも力を入れています。			【観光名所・スポット】 ○子守唄公園 （かやぶき民家） ○白滝公園 ○五木源パーク ○大滝自然森林公園 ○川辺川 ○仰烏帽子山 ○高塚山 ○宮園の大イチョウ （県指定天然記念物）



	山江村	面積：121.21 km ² 人口：3,729 人 世帯：1,243 世帯	【特産品・グルメ】 ○栗 ○栗まんじゅう ○やまめ ○王道楽土(焼酎) ○時代の駅 「むらやくば」 (郷土創作料理)  【観光名所・スポット】 ○時代の駅 「むらやくば」 ○ボンネットバス ○山田大王神社 (国指定重要文化財) ○高寺院 (国指定重要文化財) ○山江温泉 「ほたる」  
山江村は、明治 22 年 4 月 1 日の町村制施行により、旧山田村、旧万江村が合併して誕生しました。 山江村は、熊本県南部に位置し、東は相良村、西は球磨村、南は人吉市、北は五木村および八代市に接し、熊本市から 100 km、八代市から 60 km、最寄の人吉駅から 4 km のところにあります。 山江村は、「九州山江村の挑戦」～人が元気、自然が元気、地域が元気～の実現に向け「所得の向上」「輝くひとづくり」「住み良い環境づくり」を目指しています。 特に今後の山江村を見据え、定住化促進を図るための施策を展開するとともに、特産品である栗を中心とした農業の活性化を図り、農産物の 6 次産業化を進め流通拡大の実現を目指します。さらに、将来を担う子どもたちの教育分野においては、ICT 機器を積極的に活用し、社会の変化に対応できる村民を育成することで、未来を拓き、輝く人材を育むむらづくりを展開します。			

	球磨村	面積：207.73 km ² 人口：4,149 人 世帯：1,575 世帯	【特産品・グルメ】 ○鮎 ○一勝地梨 ○球磨焼酎 ○棚田米 ○筍 【観光名所・スポット】 ○JR 一勝地駅 ○球泉洞 ○一勝地温泉 「かわせみ」 ○田舎の体験交流館 「さんがうら」 ○松谷棚田、鬼の口棚田 (棚田百選) ○毎床梨園 ○柴立姫神社 ○鶴口観音堂 (相良三十三観音) ○神瀬石灰洞窟 (熊野座神社)   
球磨村は、昭和 29 年 4 月 1 日に旧渡村、旧一勝地村、旧神瀬村の 3 か村が合併して誕生しました。 球磨村は、熊本県の南部、九州第 2 の河川「球磨川」中流部に位置します。面積の 88% が山林で、村全体が山岳地帯となっており、村の中央には球磨川が東西に流れ、川をはさんで北に白岩山（標高 1,001m）南に国見山（標高 969m）など 700m 以上の山々がそびえ、これらの山岳を縫って大小無数の川が球磨川に注いでいます。年間平均気温は摂氏 15 度（最高 36 度、最低 -6.4 度）で冬季と夏季の寒暖の差が大きく、やや大陸的变化のある気候となっており、降雨量は比較的に多く、年間 2,300mm を超えています。地域産業の主なものは、農業と林業です。 本村は人口減少、少子・高齢化が顕著ですが、「水と緑と人がきらめく球磨村」を将来像とし、「住む人が主役となって、この村が持つ豊かな地域資源を見直し、磨き上げ、協働して豊かなむらづくりを行っていくこと」を目指します。			

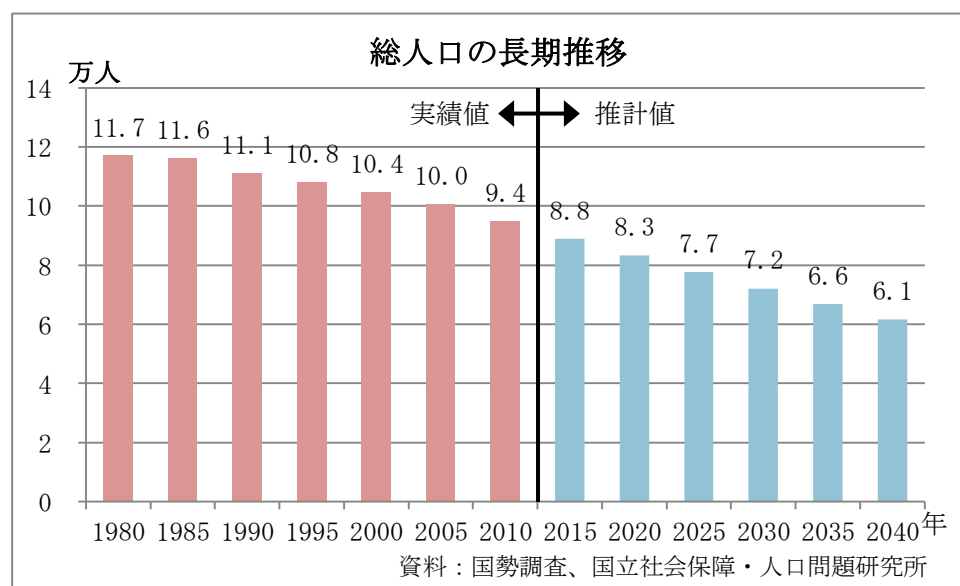
	あさぎり町	面積：159.49 ㎢ 人口：16,391 人 世帯： 5,880 世帯	【特産品・グルメ】 ○あさぎりブランド(米・大豆等) ○イチゴ ○梨 ○葉たばこ ○肉用牛 ○花卉 ○豆乳 ○球磨焼酎
あさぎり町は、平成 15 年 4 月 1 日に旧上村、旧免田町、旧岡原村、旧須恵村及び旧深田村の中球磨 5 か町村の合併により誕生した新しい町です。 位置的には球磨盆地のほぼ中央部に位置し、東は多良木町、南は宮崎県えびの市及び小林市、西は錦町、北は相良村に接しています。 地形的には球磨川が中央部を流れる平野部と、これを囲む白髪岳、黒原山、高山などの山間地域からなり、地目別土地利用の状況は約 19%が農用地、約 66%が森林となっています。 あさぎり町はその名のとおり、冬季にはしばしば町中がすっぽりと霧に包まれ、幻想的な景色が広がります。 このような自然環境の中で、伝統や文化、産業を大切にしながら、より新しいまちづくりを進めていくために、「若いまち 豊かなまち」として、幸せを感じる『あさぎり町』を平成 25 年度からスタートした第 2 次総合計画で町の将来像として掲げ、あさぎり町が若者定住とともに精神的にも若く豊かで、誰もが住みたいと思えるような、幸せが実感できるまちになることを目指しています。			【観光名所・スポット】 ○おかどめ幸福駅 ○天子の水公園 ○相良三十三観音 ○日本七薬師 「谷水薬師」 《通称「紙つぶて仁王」》 ○遠山桜 ○麓城址 ○白髪岳 ○丸池のリュウキンカ ○才園古墳出土品 (国指定重要文化財) 

(2) 圏域の人口

① 総人口

○圏域の総人口は、1980 年の約 11.7 万人をピークに減少が始まり、2010 年には約 9.4 万人となっています。

○今後も人口減少は進展し、2030 年には約 7.2 万人となる見込みです。



市町村別人口の推移

	1980 (S55年)	1985 (S60年)	1990 (H2年)	1995 (H7年)	2000 (H12年)	2005 (H17年)	2010 (H22年)	2015 (H27年)	2020 (H32年)	2025 (H37年)	2030 (H42年)	2035 (H47年)	2040 (H52年)
人吉市	42,236	42,292	40,173	39,373	38,814	37,583	35,611	33,584	31,592	29,555	27,531	25,564	23,608
錦町	10,679	11,598	11,728	12,095	11,975	11,647	11,075	10,554	10,075	9,557	9,041	8,518	7,977
多良木町	14,598	14,123	13,437	12,701	12,072	11,398	10,554	9,744	8,983	8,232	7,507	6,829	6,172
湯前町	6,038	5,805	5,514	5,350	5,018	4,726	4,375	4,108	3,737	3,381	3,053	2,768	2,510
水上村	3,668	3,446	3,115	2,919	2,706	2,597	2,405	2,198	2,015	1,830	1,654	1,509	1,376
相良村	5,932	6,024	5,941	5,756	5,526	5,398	4,934	4,541	4,201	3,860	3,530	3,215	2,911
五木村	3,086	2,297	1,964	1,687	1,530	1,358	1,205	1,046	918	799	684	586	505
山江村	4,276	4,398	4,237	4,118	4,104	3,901	3,681	3,500	3,333	3,156	2,987	2,825	2,664
球磨村	6,984	6,726	6,150	5,665	5,201	4,786	4,249	3,780	3,385	2,997	2,647	2,334	2,044
あさぎり町	19,524	19,535	18,968	18,533	17,751	17,300	16,638	15,898	15,111	14,265	13,435	12,645	11,850
合計	117,021	116,244	111,227	108,197	104,697	100,694	94,727	88,953	83,350	77,632	72,069	66,793	61,617

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

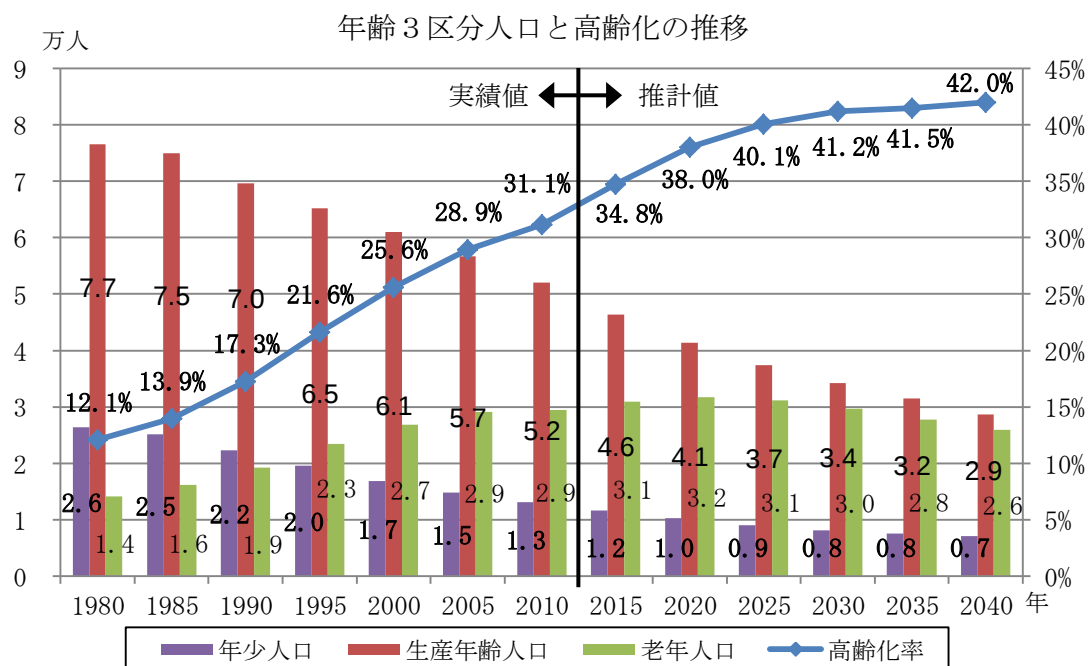
② 年齢別人口

○生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）は、1980年の約7.7万人から2010年までに31.9%減少し約5.2万人となっており、今後さらなる減少が続く、2030年には約3.4万人となる見込みです。

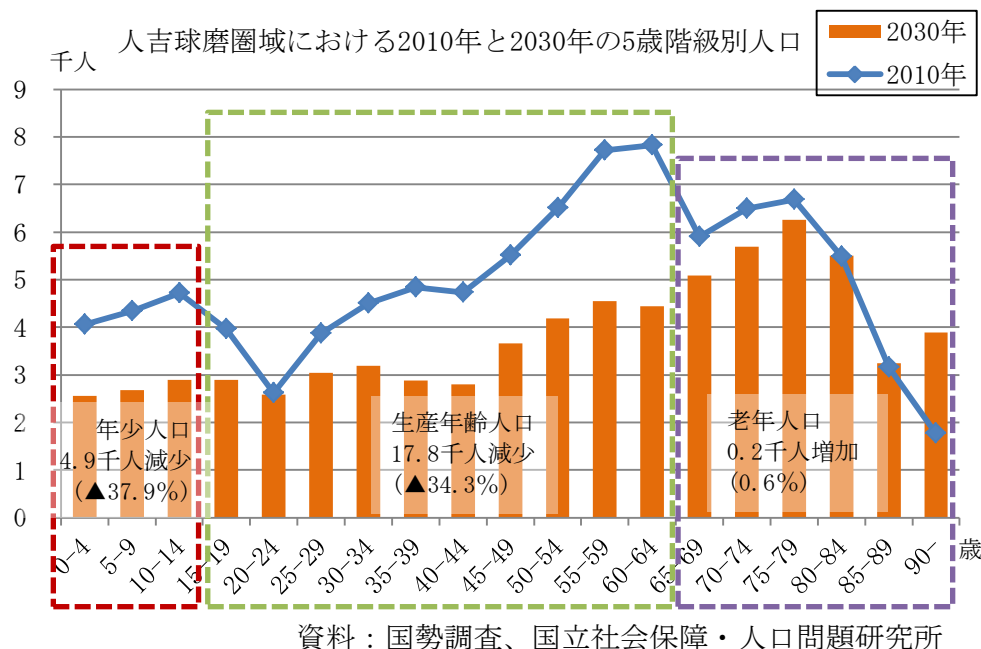
○高齢化率（人口全体に占める65歳以上人口の割合）は、1980年に12.1%であったものが、2010年には31.1%と19.0%増加しており、急速に高齢化が進んだことがわかります。また、高齢化率は今後も継続して上昇し、2030年には41.2%に達する見込みです。

○年少人口（15歳未満の人口）は1980年に約2.6万人でしたが、2010年は約1.3万人と半減しています。2030年にはさらに約4割減少し、約0.8万人となる見込みです。

○2010年と2030年を比較すると、年少人口が37.9%、生産年齢人口が34.3%とそれぞれ減少し、老年人口（65歳以上の人口）は3万人台と横ばいとなる見込みです。

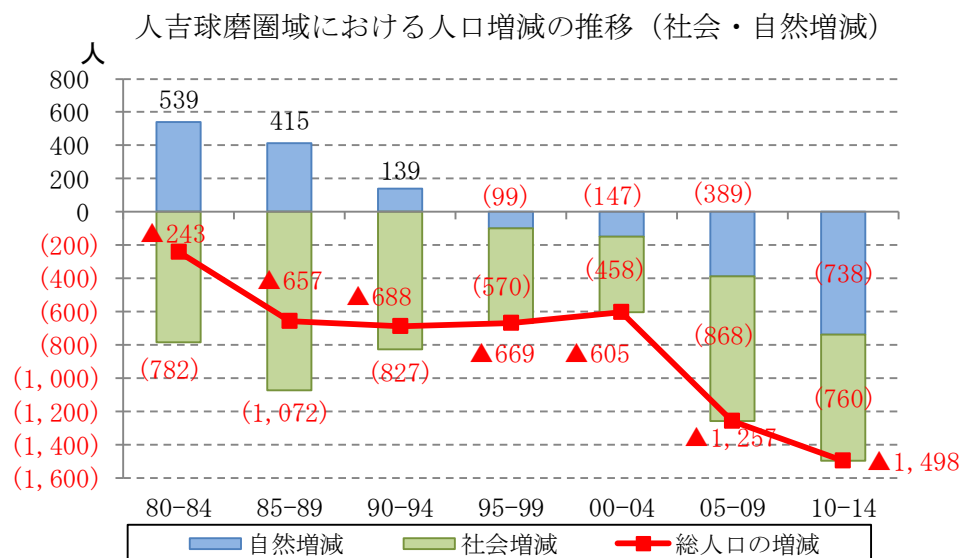


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所



③ 人口動態

- 長期にわたり社会増減の減少（転出＞転入）が続いています。また、自然増減（出生・死亡によるもの）は1995年から減少に転じ、以降減少幅は拡大しています。
- 1995年以降は、社会増減の減少と同時に、少子・高齢化の進展による自然増減の減少（死亡＞出生）となり、人口減少が加速しています。



期間 (西暦)	人吉球磨						
	自然動態			社会動態			総人口 増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
80-84	1,560	1,021	539	5,949	6,732	-782	▲243
85-89	1,394	979	415	5,050	6,122	-1,072	▲657
90-94	1,138	998	139	4,734	5,561	-827	▲688
95-99	1,002	1,101	-99	4,500	5,070	-570	▲669
00-04	917	1,065	-147	4,311	4,768	-458	▲605
05-09	846	1,235	-389	3,620	4,488	-868	▲1,257
10-14	940	1,677	-738	3,980	4,740	-760	▲1,498

資料：熊本県データ[市区町村別人口動態推移(自然動態、社会動態)]

※この値は、各年間の平均値となっています。

(3) 産業

① 就業人口

○球磨郡においては、いずれの町村も各産業の就業者の割合が、おおよそ同じ値を示しています。一方、人吉市においては、第1次産業が8.5%、第2次産業が19.4%、第3次産業が71.5%となっています。圏域全体における2010年では約4.5万人の就業者がいますが、2005年の国勢調査(約4.9万人)から比較すると、約0.4万人減少しており、今後も圏域内の就業人口は減少していく見込みです。

(単位：人)

	総就業人口	産業別就業人口			
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
人吉市	16,633	1,416 (8.5%)	3,233 (19.4%)	11,892 (71.5%)	92 (0.6%)
錦町	5,585	1,107 (19.8%)	1,453 (26.0%)	3,017 (54.0%)	8 (0.1%)
多良木町	5,214	1,241 (23.8%)	1,297 (24.9%)	2,636 (50.6%)	40 (0.8%)
湯前町	2,132	501 (23.5%)	533 (25.0%)	1,090 (51.1%)	8 (0.4%)
水上村	1,136	353 (31.1%)	243 (21.4%)	540 (47.5%)	0 (0.0%)
相良村	2,406	601 (25.0%)	538 (22.4%)	1,264 (52.5%)	3 (0.1%)
五木村	542	132 (24.4%)	120 (22.1%)	288 (53.1%)	2 (0.4%)
山江村	1,821	362 (19.9%)	446 (24.5%)	980 (53.8%)	33 (1.8%)
球磨村	1,796	355 (19.8%)	476 (26.5%)	963 (53.6%)	2 (0.1%)
あさぎり町	8,193	1,966 (24.0%)	1,812 (22.1%)	4,400 (53.7%)	15 (0.2%)
合計	45,458	8,034 (17.8%)	10,151 (22.4%)	27,070 (59.5%)	203 (0.4%)

資料：平成22年国勢調査

② 産業構造

○圏域内総生産の県内シェアは、4.5%です。

○産業別に見ると、林業への特化が顕著です。次いで農業・建設業となっています。

圏域内総生産(平成22年度)の概要

項目 (単位)	生産額 (億円)	構成比 (%)	県内シェア (%)
総生産	2,494	-	4.5
第1次産業	129	5.2	8.1
第2次産業	545	22.0	4.5
第3次産業	1,804	72.8	4.3

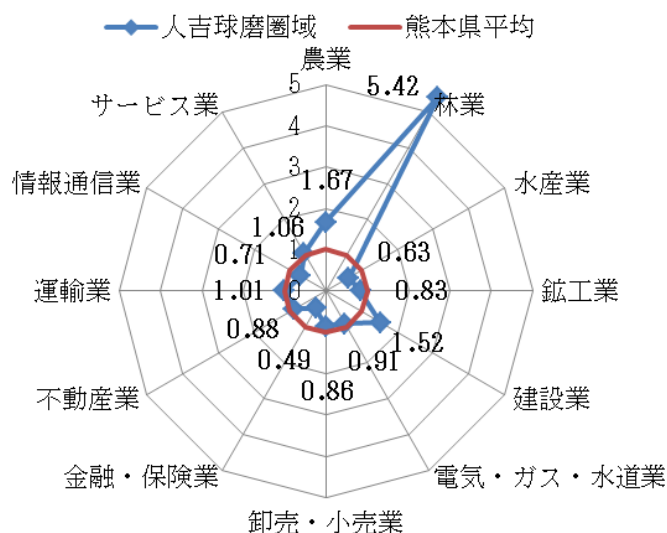
資料：熊本県のデータ

平成22年度市町村総生産からみた産業別特化係数(※熊本県平均を1とした場合)

(単位：%)

産業項目	人吉球磨圏域	熊本県平均
(1) 農業	4.15	2.48
(2) 林業	0.92	0.17
(3) 水産業	0.15	0.23
(4) 鉱工業	13.37	16.11
(5) 建設業	8.51	5.59
(6) 電気・ガス・水道業	2.24	2.44
(7) 卸売・小売業	9.75	11.24
(8) 金融・保険業	1.77	3.57
(9) 不動産業	11.80	13.27
(10) 運輸業	4.69	4.60
(11) 情報通信業	2.49	3.46
(12) サービス業	22.94	21.64

資料：熊本県データ[市町村内総生産(産業)]



第3章 人吉球磨定住自立圏の将来像 圏域の将来

全国的に見られるように、急速な少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えており、平成26年5月8日に発表された全国の人口減少の将来の姿『成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」（日本創成会議・人口減少問題検討分科会）』においては、「若年女性（20～39歳）」が2040年までに50%以上減少する市町村は急増し、その自治体数は49.8%に上ると推計されています。

熊本県の人口も、2010年10月に実施された国勢調査では、前回調査の5年前に比べ約24,800人減少しており、今後も、少子化が進行し老年人口が増加する中、生産年齢人口が減少していくことが予想されています。

本圏域においてもその傾向は顕著であり、若年女性が50%以上減少すると推計される市町村に圏域の全ての市町村が該当しており、悩みである人口流出による地域活力の低下が、構成する市町村にとって避けては通れない大きな課題となっています。

今後予想される人口減少社会に対応し定住人口を確保するためには、圏域の市町村が相互に役割を分担しながら連携し、圏域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保するとともに、圏域全体のさらなる活性化を図ることが重要となります。また、定住人口の確保だけでなく、人口が集積する大都市圏からの人の流れを創出し、交流人口の拡大を図っていくことが圏域の発展に向けては不可欠となります。そのためには、圏域が有する多様な地域資源や特性を十分に生かし、圏域に潜在している発展の可能性を着実に実現していくことが必要です。

このような観点から、本圏域においては、圏域市町村が様々な分野で相互に連携・協力することで、各自治体が共存共栄しながら、将来にわたって安心して暮らし続けられるよう具体的な取組を進めていきます。

第4章 具体的な取組内容

1 具体的な取組内容の体系図

政策	分野	取組事項	具体的な取組
生活機能の強化	1 保健・医療	圏域医療体制の充実	休日在宅当番医制運営事業
			病院群輪番制病院運営事業
			小児科休日在宅当番医制運営事業
			産科・小児科医療体制維持検討・支援事業
			医療従事者育成支援事業
		住民の健康増進	予防接種業務の連携
			住民健診事務の共同化、相互利用の推進
		乳幼児発達相談、医療体制の充実	健康管理システム共同化事業
			球磨圏域乳幼児発達相談事業運営協議会
			発達小児科医の圏域医療機関での確保
	2 福祉	障がい者(児)の総合支援の推進	発達支援専門職確保事業
			人吉球磨障害者相談支援事業
			人吉球磨地域障害者地域活動支援センター事業
			人吉球磨圏域地域療育センター事業
	3 文化	文化財の保護及び活用	人吉球磨地域障害者手話奉仕員育成研修事業
			文化財保護事業（文化財等を護る）
			文化財人材育成・啓発事業（文化財等を育む）
	4 産業振興	農業振興	文化財活用事業（文化財等を魅せる）
			トウガラシの振興（人吉唐辛子生産部会支援）
			ブロッコリー作付の推進
			ミシマサイコの振興（薬草生産組合支援）
		観光振興	焼酎用原料米の生産
			旬夏秋冬キャンペーン「人吉球磨は、ひなまつり」事業
		企業誘致・雇用創出	湯前人吉自転車道活性化事業
			企業誘致促進事業
		鳥獣害対策	有害鳥獣被害防止対策事業
			消費生活相談業務
	5 その他	消費生活相談業務の充実	消費生活相談業務
			人吉球磨レジ袋削減推進協議会運営事業
	環境保全	環境保全	人吉球磨レジ袋削減推進協議会運営事業

政策	分野	取組事項	具体的な取組
結びつきやネットワークの強化	1 地域公共交通	圏域における効率的で持続可能な交通体系の検討	「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」策定事業
		鉄道やバス路線の確保・維持(鉄道)	くま川鉄道経営安定化補助金
		鉄道やバス路線の確保・維持(バス)	地方バス運行等特別対策(運行費)補助金
		鉄道やバス路線の維持・確保(コミュニティバス等)	地方バス運行等特別対策(運行費)補助金
			錦町乗合タクシー事業
			予約制乗合タクシー運行事業
			水上村乗合タクシー事業(仮称)
			コミュニティバス運行事業
			山江村「まるおか号」運行補助事業
			球磨村コミュニティバス運行事業
			乗合タクシー運送事業
		人吉・球磨地域公共交通活性化協議会の開催	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会
	2 道路等の交通インフラの整備	人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)の整備	人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)整備事業
能力域のマネジメント	1 圏域における人材の育成及び活用	人材育成の推進	合同職員研修開催事業
		外部の専門的人材等の活用の推進	外部専門的人材等活用事業
		職員の相互人事交流	職員人事交流事業
		国・県等との人事交流	国・県等との人事交流事業

2 具体的な取組内容

協 定 項 目	政 策	(1)生活機能の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	1 保健・医療		
	取 組 事 項	(1)圏域医療体制の充実		
協定の内容	【取組内容】 休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する調査・検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、産科、小児科など医師確保が難しい分野の医療を維持するために、人吉医療センター、公立多良木病院及び郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、地域医療体制に関する研究・検討を行うとともに、必要な支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、産科、小児科など医師確保が難しい分野の医療を維持するために、人吉医療センター、公立多良木病院及び郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、地域医療体制に関する研究・検討を行うとともに、必要な支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。			
期待される効果	初期救急医療及び二次救急医療体制を確保することで、圏域住民が安心して救急時に医療を受けることができる。また、医療体制の維持が課題となっている小児科、産科医療体制の確保、医療従事者の育成を進めることで、圏域全体の医療体制を維持することができる。			

事業名		休日在宅当番医制運営事業				関係市町村	全市町村
事業概要		休日における初期救急医療体制を維持するため、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院と連携の上、人吉市医師会及び球磨郡医師会に委託し、在宅当番医制により受診できる環境を確保する。					
役割分担		甲乙は、連携して人吉医療センター、公立多良木病院及び郡市医師会と調整を行う。 甲乙は、輪番により事務局を担当し、圏域他市町村からの負担金の受入れ及び郡市医師会への財政的支援を行う。 甲乙は、人口、受益等合意した基準に基づき必要な経費を負担する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		8,960	8,960	8,960	8,960	8,960	44,800
補助制度等		特別交付税(病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置)					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	4,518	4,518	4,518	4,518	4,518	22,590
	錦町	768	768	768	768	768	3,840
	多良木町	795	795	795	795	795	3,975
	湯前町	336	336	336	336	336	1,680
	水上村	180	180	180	180	180	900
	相良村	360	360	360	360	360	1,800
	五木村	102	102	102	102	102	510
	山江村	392	392	392	392	392	1,960
	球磨村	348	348	348	348	348	1,740
	あさぎり町	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161	5,805
	計	8,960	8,960	8,960	8,960	8,960	44,800

事業名		病院群輪番制病院運営事業			関係市町村	全市町村	
事業概要		初期救急医療では対処できない休日又は夜間における重症救急患者の医療を確保するため、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院の輪番制で受入れ態勢を整える。					
役割分担		甲乙は、連携して人吉医療センター、公立多良木病院及び郡市医師会等関係医療機関と調整を行う。 甲乙は、輪番により事務局を担当し、圏域他市町村からの負担金の受入れ及び医療機関への財政的支援を行う。 甲乙は、人口、受益等合意した基準に基づき、必要な経費を負担する(現在、人口比率[n-1年3月31日現在]で積算)。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		10,254	10,254	10,254	10,254	10,254	51,270
補助制度等		特別交付税(病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置)					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	3,791	3,791	3,791	3,791	3,791	18,955
	錦町	1,232	1,232	1,232	1,232	1,232	6,160
	多良木町	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139	5,695
	湯前町	478	478	478	478	478	2,390
	水上村	265	265	265	265	265	1,325
	相良村	535	535	535	535	535	2,675
	五木村	137	137	137	137	137	685
	山江村	404	404	404	404	404	2,020
	球磨村	463	463	463	463	463	2,315
	あさぎり町	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	9,050
	計	10,254	10,254	10,254	10,254	10,254	51,270

事業名		小児科休日在宅当番医制運営事業			関係市町村	全市町村	
事業概要		圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院と連携の上、郡市医師会又は医療機関に委託し、休日に診療する小児科医療機関を当番制で確保。休日における小児初期救急医療を確保する。					
役割分担		甲乙は、連携して人吉医療センター、公立多良木病院及び郡市医師会等関係医療機関と調整を行う。 甲乙は、輪番により事務局を担当し、圏域他市町村からの負担金の受入れ及び医療機関への財政的支援を行う。 甲乙は、人口及び受益等合意した基準に基づき、必要な経費を負担する(均等割 10%、対象人口割[15 歳以下]10%、受診実績割 60%、医療機関所在地割 20%)。					
事業費 (千円)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
		2,388	2,388	2,388	2,388	2,388	11,940
補助制度等		特別交付税(病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置)					
概算事業費(千円)	市町村名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	人吉市	947	947	947	947	947	4,735
	錦町	280	280	280	280	280	1,400
	多良木町	205	205	205	205	205	1,025
	湯前町	116	116	116	116	116	580
	水上村	71	71	71	71	71	355
	相良村	122	122	122	122	122	610
	五木村	38	38	38	38	38	190
	山江村	104	104	104	104	104	520
	球磨村	85	85	85	85	85	425
	あさぎり町	420	420	420	420	420	2,100
	計	2,388	2,388	2,388	2,388	2,388	11,940

事業名		産科・小児科医療体制維持検討・支援事業				関係市町村	全市町村
事業概要		後継者不足等により産科・小児科の医療体制が崩れることのないよう、圏域としての医療体制の在り方を検討し、維持するための支援を行う。					
役割分担		甲乙は、連携して人吉医療センター、郡市医師会及び各医療機関と調整を行う。 甲乙は、関係機関と連携しながら、産科・小児科医療体制確保に必要な施策の調査及び検討を行う。 甲乙は、必要に応じて、産科・小児科医療体制確保のための必要な経費を負担する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		調査検討	→	→	→	→	未定
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	調査検討	→	→	→	→	未定
	錦町	調査検討	→	→	→	→	未定
	多良木町	調査検討	→	→	→	→	未定
	湯前町	調査検討	→	→	→	→	未定
	水上村	調査検討	→	→	→	→	未定
	相良村	調査検討	→	→	→	→	未定
	五木村	調査検討	→	→	→	→	未定
	山江村	調査検討	→	→	→	→	未定
	球磨村	調査検討	→	→	→	→	未定
	あさぎり町	調査検討	→	→	→	→	未定
	計	調査検討	→	→	→	→	未定

事業名		医療従事者育成支援事業			関係市町村	全市町村	
事業概要		圏域の医療機関で働く医療従事者を確保するため、圏域唯一の准看護師養成機関である人吉准看護学院の運営を助成するなど、医療を支える人材を確保する環境づくりを進める。					
役割分担		甲乙は、連携して郡市医師会及び関係機関と調整を行う。 甲乙は、関係機関と連携しながら、医療従事者確保に必要な施策の調査・検討を行う。 甲乙は、双方協議の上、医療従事者確保のための必要な経費を負担する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		988	988	988	988	988	4,940
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	未定	→	→	→	→	未定
	錦町	未定	→	→	→	→	未定
	多良木町	未定	→	→	→	→	未定
	湯前町	未定	→	→	→	→	未定
	水上村	未定	→	→	→	→	未定
	相良村	未定	→	→	→	→	未定
	五木村	未定	→	→	→	→	未定
	山江村	未定	→	→	→	→	未定
	球磨村	未定	→	→	→	→	未定
	あさぎり町	未定	→	→	→	→	未定
	計	988	988	988	988	988	4,940

協 定 項 目	政 策	(1)生活機能の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	1 保健・医療		
	取 組 事 項	(2)住民の健康増進		
協定の内容	【取組内容】 住民の健康づくりを進めるため、予防接種、乳幼児健診、住民健診等において事務の共同化・共通化を進め、より効率的な業務の推進を図る。また、健診結果等をデータベース化することで、圏域全体としての分析や健康づくり施策に活用する。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙との連携の下、共同化・共通化できる事務の洗い出し、効率効果的な業務の進め方について検討・研究を行う。 乙との連携の下、予防接種事務、健診事務について、郡市医師会、圏域医療機関等関係機関と調整を行う。 乙との連携の下、その他住民の健康増進に資する取組を実施する。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 甲との連携の下、共同化・共通化できる事務の洗い出し、効率効果的な業務の進め方について検討・研究を行う。 甲との連携の下、予防接種事務、健診事務について、郡市医師会、圏域医療機関等関係機関と調整を行う。 甲との連携の下、その他住民の健康増進に資する取組を実施する。			
	様式の統一、事務の共同化により効率的な事務処理が図られるとともに、圏域住民にとっても接種・受診しやすい環境が整えられることで、感染症予防、疾病の早期発見早期治療につながることができる。また、健診結果に関する圏域住民の経年的なデータが蓄積されることで、圏域独自の課題、又は効果的な働きかけを共同で検討・研究することができ、より充実した健康づくり施策の立案や指導が可能となる。			

事業名		予防接種業務の連携				関係市町村	全市町村
事業概要		球磨圏域保健衛生協議会において、予防接種事務の円滑化・適正化を目的とした担当者会議を行い、制度変更への対応や接種率向上に向けた取組を連携して行う。					
役割分担		甲乙は、連携して予防接種事務の充実にに向けた検討・研究を行う。 甲乙は、連携して郡市医師会、圏域内医療機関と調整を行う。					
事業費 （千円）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		0	0	0	0	0	0
補助制度等							
概算事業費（千円）	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	0	0	0	0	0	0
	錦町	0	0	0	0	0	0
	多良木町	0	0	0	0	0	0
	湯前町	0	0	0	0	0	0
	水上村	0	0	0	0	0	0
	相良村	0	0	0	0	0	0
	五木村	0	0	0	0	0	0
	山江村	0	0	0	0	0	0
	球磨村	0	0	0	0	0	0
	あさぎり町	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

事業名		住民健診事務の共同化、相互利用の推進				関係市町村	全市町村
事業概要		乳幼児健診及び住民健診の問診票等様式の統一、事務の共同化及び相互受診の体制づくり等を進めることで、圏域住民がより受診しやすい環境の整備を進め、受診率向上及び健康増進を図る。					
役割分担		甲乙は、連携して事務の効率化に関する検討・研究を行う。 甲乙は、連携して郡市医師会及び医療機関と調整を行う。 甲乙は、双方協議の上、必要な経費を負担する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		調査検討	→	→	→	→	未定
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	調査検討	→	→	→	→	未定
	錦町	調査検討	→	→	→	→	未定
	多良木町	調査検討	→	→	→	→	未定
	湯前町	調査検討	→	→	→	→	未定
	水上村	調査検討	→	→	→	→	未定
	相良村	調査検討	→	→	→	→	未定
	五木村	調査検討	→	→	→	→	未定
	山江村	調査検討	→	→	→	→	未定
	球磨村	調査検討	→	→	→	→	未定
	あさぎり町	調査検討	→	→	→	→	未定
	計	調査検討	→	→	→	→	未定

事業名		健康管理システム共同化事業				関係市町村	全市町村
事業概要		健診及び予防接種を管理する健康管理システム(電算システム)を共同開発し、データの共有化や手続きの共通化、経費節減を進める。併せて、蓄積したデータを活用し、圏域住民の現状把握、又は将来予測等施策立案に活用する。					
役割分担		甲乙は、連携して健康管理システム導入に向けた調査・研究を行う。 甲乙は、必要に応じてその要する費用を負担する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		調査検討	→	→	→	→	未定
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	調査検討	→	→	→	→	未定
	錦町	調査検討	→	→	→	→	未定
	多良木町	調査検討	→	→	→	→	未定
	湯前町	調査検討	→	→	→	→	未定
	水上村	調査検討	→	→	→	→	未定
	相良村	調査検討	→	→	→	→	未定
	五木村	調査検討	→	→	→	→	未定
	山江村	調査検討	→	→	→	→	未定
	球磨村	調査検討	→	→	→	→	未定
	あさぎり町	調査検討	→	→	→	→	未定
	計	調査検討	→	→	→	→	未定

協 定 項 目	政 策	(1)生活機能の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	1 保健・医療		
	取 組 事 項	(3)乳幼児発達相談、発達医療体制の充実		
協定の内容	【取組内容】 精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会等医療機関と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の検討・整備を進める。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療の確保について調査・研究を行い、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療の確保について調査・研究を行い、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。			
期待される効果	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し、保護者の理解と納得の下、早期の支援及び適切な療育を行うことができる。また、これまで熊本市内など遠方に受診に行かなければならなかったものが、圏域内の医療機関に発達小児科医を確保することで、居住する地域で医療を受けることができるようになるほか、確保が困難であった心理判定員、言語聴覚士、作業療法士等の専門職を広域で確保することで、発達相談・検査を行う体制が安定的に整備される。			

事業名		球磨圏域乳幼児発達相談事業運営協議会				関係市町村	全市町村
事業概要		圏域内で構成する球磨圏域乳幼児発達相談事業運営協議会において、発達小児科の医師による発達相談、心理判定員による発達検査を連携して行い、保護者の理解の下、早期発見及び早期療育につながる支援を行う。					
役割分担		甲乙は、球磨圏域乳幼児発達相談事業運営協議会を構成し、発達相談業務を行う専門職の確保、発達相談の運営及び関係機関等との調整を行う。 甲乙は、人口、受益等合意した基準に基づき、必要な経費を負担する(3ヶ年平均出生率割 10%、均等割 10%、受診実績割 80%)。					
事業費 (千円)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
		2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	11,900
補助制度等		特別交付税(外部人材の活用に対する財政措置)					
概算事業費(千円)	市町村名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	人吉市	742	742	742	742	742	3,710
	錦町	293	293	293	293	293	1,465
	多良木町	381	381	381	381	381	1,905
	湯前町	142	142	142	142	142	710
	水上村	111	111	111	111	111	555
	相良村	106	106	106	106	106	530
	五木村	25	25	25	25	25	100
	山江村	96	96	96	96	96	480
	球磨村	140	140	140	140	140	700
	あさぎり町	344	344	344	344	344	1,720
	計	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	11,900

事業名		発達小児科医の圏域医療機関での確保				関係市町村	全市町村
事業概要		圏域の中核医療機関である人吉医療センター、関係機関、郡市医師会及び各医療機関との連携の下、圏域の医療機関に発達小児科医師を確保し、乳幼児・児童の地域での受診を可能とし、発達に不安を抱える保護者の不安感・負担感軽減を図る。					
役割分担		甲乙は、関係機関、郡市医師会及び各医療機関と連携し、圏域での発達小児科医確保について調査・検討を行う。 甲乙は、必要に応じてその経費を負担する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		調査検討	→	→	→	→	未定
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	調査検討	→	→	→	→	未定
	錦町	調査検討	→	→	→	→	未定
	多良木町	調査検討	→	→	→	→	未定
	湯前町	調査検討	→	→	→	→	未定
	水上村	調査検討	→	→	→	→	未定
	相良村	調査検討	→	→	→	→	未定
	五木村	調査検討	→	→	→	→	未定
	山江村	調査検討	→	→	→	→	未定
	球磨村	調査検討	→	→	→	→	未定
	あさぎり町	調査検討	→	→	→	→	未定
	計	調査検討	→	→	→	→	未定

事業名		発達支援専門職確保事業				関係市町村	全市町村
事業概要		心理判定員を人吉市で雇用し、圏域町村の発達相談等を受託することで、圏域全体としての発達相談及び発達検査を行う体制を確保する。また、言語聴覚士及び作業療法士等の他職種の確保についても検討を進める。					
役割分担		甲は心理判定員を雇用し、乙の委託を受けてその心理判定員に発達相談・検査を行わせるとともに、人件費等必要な経費を負担する。 乙は、上記発達相談等の実績等に応じて、その経費を負担する。 甲乙は、関係機関と連携し、発達支援に必要な専門職の確保について検討・調整を行い、その必要な経費を負担する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		4,381	4,381	4,381	4,381	4,381	21,905
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	実績で積算	→	→	→	→	未定
	錦町	実績で積算	→	→	→	→	未定
	多良木町	実績で積算	→	→	→	→	未定
	湯前町	実績で積算	→	→	→	→	未定
	水上村	実績で積算	→	→	→	→	未定
	相良村	実績で積算	→	→	→	→	未定
	五木村	実績で積算	→	→	→	→	未定
	山江村	実績で積算	→	→	→	→	未定
	球磨村	実績で積算	→	→	→	→	未定
	あさぎり町	実績で積算	→	→	→	→	未定
	計	4,381	4,381	4,381	4,381	4,381	21,905

協 定 項 目	政 策	(1)生活機能の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	2 福祉		
	取 組 事 項	障がい者(児)の総合支援の推進		
協定の内容	【取組内容】 障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。			
期待される効果	障がい者のニーズに応じた様々な相談業務等の充実と、多様な障害福祉サービスが提供されることで、圏域全体の福祉の増進につながる。			

事業名		人吉球磨障害者相談支援事業				関係市町村	全市町村
事業概要		障害者手帳の所持の有無にかかわらず、障害者の相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行う。また、虐待の防止や障害者の権利擁護に必要な支援を行う。					
役割分担		甲乙は、圏域市町村及び関係機関と連携し共同で事業を実施する。 甲は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		17,147	17,147	17,147	17,147	17,147	85,735
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	5,716	5,716	5,716	5,716	5,716	28,580
	錦町	1,772	1,772	1,772	1,772	1,772	8,860
	多良木町	1,961	1,961	1,961	1,961	1,961	9,805
	湯前町	995	995	995	995	995	4,975
	水上村	581	581	581	581	581	2,905
	相良村	1,013	1,013	1,013	1,013	1,013	5,065
	五木村	396	396	396	396	396	1,980
	山江村	779	779	779	779	779	3,895
	球磨村	1,019	1,019	1,019	1,019	1,019	5,095
	あさぎり町	2,915	2,915	2,915	2,915	2,915	14,575
	計	17,147	17,147	17,147	17,147	17,147	85,735

事業名		人吉球磨地域障害者地域活動支援センター事業				関係市町村	全市町村
事業概要		精神保健福祉士等の専門職員を配置し、基礎的事業として日中活動の場を提供する。					
役割分担		甲乙は、圏域市町村及び関係機関と連携し共同で事業を実施する。 甲は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	49,000
補助制度等		地域生活支援事業費補助金					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	4,550	4,550	4,550	4,550	4,550	22,750
	錦町	905	905	905	905	905	4,525
	多良木町	846	846	846	846	846	4,230
	湯前町	208	208	208	208	208	1,040
	水上村	238	238	238	238	238	1,190
	相良村	405	405	405	405	405	2,025
	五木村	71	71	71	71	71	355
	山江村	658	658	658	658	658	3,290
	球磨村	400	400	400	400	400	2,000
	あさぎり町	1,519	1,519	1,519	1,519	1,519	7,595
	計	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	49,000

事業名		人吉球磨圏域地域療育センター事業				関係市町村	全市町村
事業概要		在宅の重度心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児及びその疑いがある児童並びにその保護者と家族等に対して、身近な地域で療育指導や相談支援等を行い、在宅障がい児の福祉の向上を図る。					
役割分担		甲乙は、圏域市町村及び関係機関と連携し共同で事業を実施する。 甲は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		8,919	8,919	8,919	8,919	8,919	44,595
補助制度等		熊本県地域療育センター事業補助金					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	3,294	3,294	3,294	3,294	3,294	16,470
	錦町	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	6,075
	多良木町	946	946	946	946	946	4,730
	湯前町	396	396	396	396	396	1,980
	水上村	401	401	401	401	401	2,005
	相良村	436	436	436	436	436	2,180
	五木村	303	303	303	303	303	1,515
	山江村	342	342	342	342	342	1,710
	球磨村	408	408	408	408	408	2,040
	あさぎり町	1,178	1,178	1,178	1,178	1,178	5,890
	計	8,919	8,919	8,919	8,919	8,919	44,595

事業名		人吉球磨地域障害者手話奉仕員養成研修事業				関係市町村	全市町村
事業概要		聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等、その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等及びその他の者との意思疎通を支援するために、手話奉仕員を養成する。					
役割分担		甲乙は、圏域市町村及び関係機関と連携し共同で事業を実施する。 甲は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		581	581	581	581	581	2,905
補助制度等		地域生活支援事業費補助金					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	176	176	176	176	176	880
	錦町	61	61	61	61	61	305
	多良木町	71	71	71	71	71	355
	湯前町	32	32	32	32	32	160
	水上村	17	17	17	17	17	85
	相良村	35	35	35	35	35	175
	五木村	20	20	20	20	20	100
	山江村	31	31	31	31	31	155
	球磨村	39	39	39	39	39	195
	あさぎり町	99	99	99	99	99	495
	計	581	581	581	581	581	2,905

協 定 項 目	政 策	(1)生活機能の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	3 文化		
	取 組 事 項	文化財の保護及び活用		
協定の内容	【取組内容】 圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。			
期待される効果	相良 700 年の歴史が育んだ文化財・歴史文化遺産を、人吉球磨地域一体となって保存と活用を図ることにより、地域住民が郷土に愛着と誇りを持ち、受け継がれてきた文化財を後世に継承していくとともに、地域資源を活かした魅力ある地域づくりに資することができる。			

事業名		文化財保護事業(文化財等を護る)				関係市町村	全市町村
事業概要		文化財等についての基礎的調査の実施、価値の高い未指定文化財等の指定及び登録推進、又は指定文化財の上位指定に取り組む。また、建造物修理や周辺環境・防災設備の整備に係る情報共有を行うために自治体間の相互支援体制を整える。					
役割分担		甲乙は、必要な経費の負担と事業の充実に取り組む。 甲は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		100	100	100	100	1,000	1,400
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	10	10	10	10	100	140
	錦町	10	10	10	10	100	140
	多良木町	10	10	10	10	100	140
	湯前町	10	10	10	10	100	140
	水上村	10	10	10	10	100	140
	相良村	10	10	10	10	100	140
	五木村	10	10	10	10	100	140
	山江村	10	10	10	10	100	140
	球磨村	10	10	10	10	100	140
	あさぎり町	10	10	10	10	100	140
	計	100	100	100	100	1,000	1,400

事業名	文化財人材育成・啓発事業(文化財等を育む)				関係市町村	全市町村
事業概要	地域住民向けの文化財等の公開や講座等の開催、学校教育との連携により、住民や青少年の文化財等に対する知識や保護意識の向上を図る。また、ボランティアガイドやヘリテージマネージャー、茅葺職人など、文化財を護り、魅力アップを担う人材の育成に取り組む。					
役割分担	甲乙は、必要な経費の負担と事業の充実に取り組む。 甲は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	600	600	600	500	500	2,800
補助制度等						

概算事業費(千円)	市町村名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	人吉市	60	60	60	50	50	280
	錦町	60	60	60	50	50	280
	多良木町	60	60	60	50	50	280
	湯前町	60	60	60	50	50	280
	水上村	60	60	60	50	50	280
	相良村	60	60	60	50	50	280
	五木村	60	60	60	50	50	280
	山江村	60	60	60	50	50	280
	球磨村	60	60	60	50	50	280
	あさぎり町	60	60	60	50	50	280
	計	600	600	600	500	500	2,800

事業名		文化財活用事業(文化財等を魅せる)				関係市町村	全市町村
事業概要		誇るべき文化財等を地域素材として磨き上げ、情報発信を行い、ガイド本作成やモデルツアー企画により、「相良歴史回廊」といった統一感のある観光資源化の推進を図る。					
役割分担		甲乙は、必要な経費の負担と事業の充実に取り組む。 甲は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
		1,000	1,000	500	3,000	500	6,000
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	人吉市	100	100	50	300	50	600
	錦町	100	100	50	300	50	600
	多良木町	100	100	50	300	50	600
	湯前町	100	100	50	300	50	600
	水上村	100	100	50	300	50	600
	相良村	100	100	50	300	50	600
	五木村	100	100	50	300	50	600
	山江村	100	100	50	300	50	600
	球磨村	100	100	50	300	50	600
	あさぎり町	100	100	50	300	50	600
	計	1,000	1,000	500	3,000	500	6,000

協 定 項 目	政 策	(1)生活機能の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	4 産業振興		
	取 組 事 項	(1)農業の振興		
協定の内容	【取組内容】 農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産組織等の育成を推進するため、担い手の明確化や生産組織の再編、新規組織の設立に向け、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉・球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を推進する。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有するなど農業振興に関する取組を進める。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙と連携し、地域に適した農産物の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化していく。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施するとともに、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確にするとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向け調整を図る。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】			

	甲と連携し、地域に適した農産物の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化していく。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確にするとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を進める。
期待される効果	広域的な取組により、農業の活性化、農業者の技術向上などの機会の拡大や相互交流が促進され、農業の振興や、担い手となる後継者及び新規就農者の確保・育成が図られる。また、農業資源の有効活用により、環境を考慮した土地利用が推進される。

事業名		トウガラシの振興(人吉唐辛子生産部会支援)			関係市町村	全市町村	
事業概要		平成21年より人吉市内においてトウガラシの契約栽培を開始。初年度は29戸の農家が参加し、2. 3トンの出荷実績。栽培や収穫後の管理が難しいために栽培農家数は伸び悩んでいるが、需要は年々増加しており、現在は供給が追い付いていないため、規模拡大を図る。					
役割分担		甲は、人吉唐辛子生産部会への参加を働きかけ、現地指導などによる栽培技術の向上及び契約栽培面積の増加を図るとともに、必要な経費を負担する。 乙は、現地指導などによる栽培技術の向上及び栽培面積の増加を図るとともに、必要な経費を負担する。					
事業費 (千円)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
		苗代等の助成	⇒	⇒	⇒	⇒	未定
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	人吉市	苗代等の助成⇒		⇒	⇒		
	錦町	—	—	—	—	—	
	多良木町	未定					
	湯前町	—	—	—	—	—	
	水上村	—	—	—	—	—	
	相良村	未定					
	五木村	未定					
	山江村	—	—	—	—	—	
	球磨村	未定					
	あさぎり町	—	—	—	—	—	
	計						

事業名		ブロッコリー作付の推進				関係市町村	全市町村
事業概要		タバコ廃作等に伴う農地保全の対応として、球磨地域農協がブロッコリー作付の推進をしており、行政も協力して作付拡大を図る。					
役割分担		甲乙は、球磨地域農協等関係機関と連携して事業に取り組むとともに、必要な経費を負担する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		350	350	350	350	350	1,750
補助制度等		地域農業振興協議会(苗代等の助成)					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	苗代等の助成⇒					
	錦町	350	350	350	350	350	1,750
	多良木町	未定					
	湯前町	苗代等の助成⇒					
	水上村	—	—	—	—	—	
	相良村	未定					
	五木村	未定					
	山江村	—	—	—	—	—	
	球磨村	未定					
	あさぎり町	苗代等の助成⇒					
	計	350	350	350	350	350	1,750

事業名		ミシマサイコの振興(薬草生産組合支援)				関係市町村	全市町村
事業概要		平成 21 年度より人吉球磨地域の管内 4 市町村で、11 戸の農家が 1.6ha の薬草の「ミシマサイコ」の栽培に取り組み、平成 26 年度現在では、9 市町村、135 戸の農家において 28.1ha の栽培まで面積が拡大してきている。今後、製薬会社との契約栽培を確立し、薬草の産地化を図るためにも栽培面積の拡大を推進する。また、新たな薬草栽培への取組による加工所等の施設整備も必要となってくる。					
役割分担		甲乙は、栽培技術の確立及び現地指導等により更なる面積拡大に取り組むとともに、必要な経費を負担する。					
事業費 (千円)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
		1,160	582	0	0	0	1,742
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	人吉市	100	100				200
	錦町	158	72				230
	多良木町	69	32				101
	湯前町	5	2				7
	水上村	5	2				7
	相良村	30	14				44
	五木村	5	2				7
	山江村	64	29				93
	球磨村	64	29				93
	あさぎり町	660	300				960
	計	1,160	582				1,742

事業名		焼酎用原料米の生産			関係市町村	全市町村	
事業概要		需要の減少により主食用米の生産面積が減少している中、地域流通加工米へ取り組み、球磨焼酎ブランドの確立、地産地消、農業機械への過剰投資や耕作放棄地化の防止といった多様な目的で作付けを推進する。					
役割分担		甲乙は、生産者（球磨地域農協）、実需者（酒造業者）等の連携により、生産流通対策に取り組むとともに、必要な経費を負担する。					
事業費 （千円）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		31,030	31,030	31,030	31,030	31,030	155,150
補助制度等		熊本県球磨焼酎ブランド確立推進事業					
概算事業費（千円）	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	21,000
	錦町	—	—	—	—	—	
	多良木町	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	28,750
	湯前町	80	80	80	80	80	400
	水上村	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
	相良村	—	—	—	—	—	
	五木村	—	—	—	—	—	
	山江村	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
	球磨村	—	—	—	—	—	
	あさぎり町	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	80,000
	計	31,030	31,030	31,030	31,030	31,030	155,150

協 定 項 目	政 策	(1)生活機能の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	4 産業振興		
	取 組 事 項	(2)観光の振興		
協定の内容	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉・球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。			
	【甲（人吉市）の役割】 乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。			
	【乙（球磨郡9町村）の役割】 甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。			
期待される効果	圏域全体での事業展開を図ることで、観光地としての認知度アップや集客拡大への広がり に期待が持てる。また、県内外者をお出迎えするための市町村民一体となった体制づくりの強化が図れる。			

事業名		旬夏秋冬キャンペーン「人吉球磨は、ひなまつり」事業			関係市町村	全市町村	
事業概要		平成9年度から始まった「人吉球磨は、ひなまつり」は年々規模を拡充し、現在では人吉球磨全域で展開する地域の魅力あるイベントとして定着している。今回は既存の資源を生かしながらも、新たな魅力を創出し、温泉やスイーツなども含めた地域を周遊する企画を展開し、新たなひなまつりイベントの展開を目指す。女性をターゲットにした企画も展開する。					
役割分担		甲乙は、それぞれの持つ特徴を活かした素材をもとに、様々なニーズの圏域外から訪れる観光客へのおもてなしに取り組んでいく。					
事業費 （千円）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		3,713	3,713	3,713	3,713	3,713	18,565
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	17,000
	錦町	検討中					
	多良木町	243	243	243	243	243	1,215
	湯前町	検討中					
	水上村	検討中					
	相良村	検討中					
	五木村	検討中					
	山江村	検討中					
	球磨村	検討中					
	あさぎり町	70	70	70	70	70	350
	計	3,713	3,713	3,713	3,713	3,713	18,565

事業名	湯前人吉自転車道活性化事業	関係市町村	全市町村
事業概要	熊本県内で3か所ある自転車道において、他の2か所が旧鉄道敷地であるのに対し、湯前人吉自転車道は球磨川沿いを走りながら、この相良路の自然と、地域に点在する文化財などの歴史にも同時に触れ合えるサイクリングロードである。 平成19年に全線が開通し、現在は、人吉・球磨10市町村が湯前人吉自転車道活性化推進協議会を中心に、各市町村で行われているマラソン大会やサイクリング大会のコースとしても取り入れられているので、さらに、各市町村の枠を超えたイベント行事を連携することにより、自転車道のさらなる活性化を図る。		
役割分担	甲乙は、甲を基点に情報提供と宿泊を中心とした役割をなし、人吉から約31kmに亘る沿線町村に存在する観光資源を活用しながら圏域一体となって、この人吉球磨の魅力を伝える取組を行う。		

事業費 (千円)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
		204	204	204	204	204	1,020
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	人吉市	22	22	22	22	22	110
	錦町	65	65	65	65	65	325
	多良木町	38	38	38	38	38	190
	湯前町	17	17	17	17	17	85
	水上村	3	3	3	3	3	15
	相良村	3	3	3	3	3	15
	五木村	3	3	3	3	3	15
	山江村	3	3	3	3	3	15
	球磨村	3	3	3	3	3	15
	あさぎり町	47	47	47	47	47	235
	計	204	204	204	204	204	1,020

協 定 項 目	政 策	(1)生活機能の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	4 産業振興		
	取 組 事 項	(3)企業誘致の推進		
協定の内容	工業団地や空き工場、遊休施設等の未利用地への企業立地や耕作放棄地等への企業の農業参入、企業間ビジネスマッチングの推進による既存企業の事業拡張を促進するため、積極的に企業訪問・提案、情報の収集・発信を行うとともに、立地企業への支援策を講ずる。			
	【甲(人吉市)の役割】 甲の特徴である工業団地を前面に出した誘致を進め、乙との圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 空き工場や遊休施設、耕作放棄地等を活用した誘致を進め、甲との圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。			
期待される 効 果	特徴を活かすことにより、関連企業も含めた誘致が可能になり、雇用も生まれる。			

事業名		企業誘致促進事業				関係市町村	全市町村
事業概要		企業誘致や、企業の農業参入に関連する各種展示会への合同出展参加。パンフレットを活用した誘致活動及び地元出身者の企業への訪問等、企業誘致活動を実施する。					
役割分担		甲乙は、それぞれの持つ特徴を活かしながら連携を図り、企業誘致活動事業を実施する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		1,214	1,545	560	1,445	460	5,224
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	122	155	56	145	46	524
	錦町	122	155	56	145	46	524
	多良木町	122	155	56	145	46	524
	湯前町	121	155	56	145	46	523
	水上村	121	154	56	144	46	521
	相良村	121	154	56	144	46	521
	五木村	121	154	56	144	46	521
	山江村	121	154	56	144	46	521
	球磨村	121	154	56	144	46	521
	あさぎり町	122	155	56	145	46	524
	計	1,214	1,545	560	1,445	460	5,224

協 定 項 目	政 策	(1)生活機能の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	4 産業振興		
	取 組 事 項	(4)鳥獣害対策		
協定の内容	【取組内容】 有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、連携による有害鳥獣の捕獲・防護柵等の被害防止対策を推進するとともに、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。また、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 甲及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組む。また、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。			
期待される効果	圏域内において、効率的な捕獲・被害防止対策を連携して推進することで被害の減少が見込まれ、農林産物の生産活動の活発化が期待できる。また、捕獲した有害鳥獣の処理方法や活用策を検討することにより、高齢化する捕獲者の埋却処分による労力軽減が期待できる。			

事業名		有害鳥獣被害防止対策事業			関係市町村	全市町村	
事業概要		シカ、イノシシ、サル、カラス等の有害鳥獣を圏域全体での一斉捕獲、市町村境での共同による防護施設の設置等を実施し、低コスト化を図る。また、年々減少している狩猟従事者を確保するため支援を行う。 捕獲鳥獣の処理方法や活用策の検討を行う。					
役割分担		甲乙は、連携・協力して捕獲・被害防止対策、捕獲鳥獣の処理方法や活用策に取り組む。 甲は、取組の調整を行う。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		157,006	154,026	148,756	148,756	148,756	757,300
補助制度等		鳥獣被害防止総合対策事業交付金、熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金 熊本県特定鳥獣適正管理事業補助金、森林環境保全整備事業補助金					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	30,100	30,100	24,100	24,100	24,100	132,500
	錦町	5,360	5,360	5,360	5,360	5,360	26,800
	多良木町	14,540	14,560	15,290	15,290	15,290	74,970
	湯前町	7,730	7,730	7,730	7,730	7,730	38,650
	水上村	14,800	14,800	14,800	14,800	14,800	74,000
	相良村	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	57,000
	五木村	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	91,500
	山江村	22,460	19,460	19,460	19,460	19,460	100,300
	球磨村	18,960	18,960	18,960	18,960	18,960	94,800
	あさぎり町	13,356	13,356	13,356	13,356	13,356	66,780
	計	157,006	154,026	148,756	148,756	148,756	757,300

協 定 項 目	政 策	(1)生活機能の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	5 その他		
	取 組 事 項	(1)消費生活相談業務		
協定の内容	【取組内容】 圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。			
	【甲(人吉市)の役割】 甲、乙の在住者等の相談業務を行う。			
	【乙(多良木町を除く球磨郡8町村)の役割】 乙は、甲が行う相談業務に要する消費生活相談員の人件費及び研修費用等の経費を、均等割及び相談業務処理件数の比率により負担する。			
	【乙(多良木町の役割)】 甲、乙の在住者等の相談業務を行う。			
期待される効果	圏域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることができる。			

事業名		消費生活相談業務				関係市町村	全市町村
事業概要		圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を行う。					
役割分担		甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。 乙は、甲が行う相談業務に要する経費を、均等割及び相談業務処理件数の比率により負担する。ただし、多良木町は甲の在住者等の相談業務を行うため、甲が行う相談業務に要する経費を負担しない。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		10,911	10,911	10,911	10,911	10,911	54,555
補助制度等		熊本県地方消費者行政活性化基金					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	10,217	10,217	10,217	10,217	10,217	51,085
	錦町	225	225	225	225	225	1,125
	多良木町	0	0	0	0	0	0
	湯前町	47	47	47	47	47	235
	水上村	25	25	25	25	25	125
	相良村	82	82	82	82	82	410
	五木村	10	10	10	10	10	50
	山江村	70	70	70	70	70	350
	球磨村	82	82	82	82	82	410
	あさぎり町	153	153	153	153	153	765
	計	10,911	10,911	10,911	10,911	10,911	54,555

協 定 項 目	政 策	(1)生活機能の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	5 その他		
	取 組 事 項	(2)環境保全		
協定の内容	【取組内容】 地球温暖化の防止と循環型社会の形成に向けて、レジ袋削減のための住民団体・事業者・行政等の相互理解と連携を促進するとともに、事業者のレジ袋削減に向けた取組を支援する。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙と連携し、人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会事業の推進に取り組む。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 甲と連携し、人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会事業の推進に取り組む。			
期待される 効 果	ごみの減量化とCO2 の削減を図ることができる。			

事業名		人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会運営事業				関係市町村	全市町村
事業概要		人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会において、レジ袋削減(無料配付中止)に取り組む事業者への積極的な支援、住民へのマイバック等持参の呼びかけを行う。					
役割分担		甲乙は、連携して事業の推進に取り組む。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		0	0	0	0	0	0
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	0	0	0	0	0	0
	錦町	0	0	0	0	0	0
	多良木町	0	0	0	0	0	0
	湯前町	0	0	0	0	0	0
	水上村	0	0	0	0	0	0
	相良村	0	0	0	0	0	0
	五木村	0	0	0	0	0	0
	山江村	0	0	0	0	0	0
	球磨村	0	0	0	0	0	0
	あさぎり町	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

協 定 項 目	政 策	(2)結びつきやネットワークの強化	関係市町村	全市町村
	分 野	1 地域公共交通		
	取 組 事 項	(1)圏域における効果的で持続可能な交通体系の検討		
協定の内容	【取組内容】 圏域内における通勤、通学、通院等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）については、その経費が各自治体の財政を圧迫しており、公共交通の維持・確保が危ぶまれている。そのため、より効率的、効果的で持続可能な公共交通体系を検討するため、既存の「人吉・球磨地域公共交通総合連携計画」を見直し、新たに「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、推進する。			
	【甲（人吉市）の役割】 乙と共同して、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、その施策を推進する。			
	【乙（球磨郡9町村）の役割】 甲と共同して、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、その施策を推進する。			
期待される効果	現在より効果的で利便性の高い交通体系の整備を行うことで、利用者の減少に一定の歯止めをかけることができる。また、各自治体の財政負担を軽減することで、持続可能な交通体系とすることができる。			

事業名		「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」策定事業			関係市町村	全市町村	
事業概要		平成21年度(H22.3)に策定した、「人吉・球磨地域公共交通総合連携計画」の検証、及び見直しを行い、将来に渡り持続可能で、利用者にとっても利便性の高い公共交通体系の検討を行うため、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定する。					
役割分担		甲乙ともに、圏域並びに各地域の現状分析、課題の抽出及び解決策の検討を行い、その施策を推進する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		16,500	0	0	0	0	16,500
補助制度等		地域公共交通調査等事業					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	3,420					3,420
	錦町	1,677					1,677
	多良木町	1,746					1,746
	湯前町	1,233					1,233
	水上村	1,147					1,147
	相良村	1,304					1,304
	五木村	1,065					1,065
	山江村	1,212					1,212
	球磨村	1,282					1,282
	あさぎり町	2,414					2,414
	計	16,500					16,500

協 定 項 目	政 策	(2)結びつきやネットワークの強化	関係市町村	全市町村
	分 野	1 地域公共交通		
	取 組 事 項	(2)鉄道やバス路線の確保・維持（鉄道）		
協定の内容	【取組内容】 圏域内の高校生の主な通学手段となっている「くま川鉄道」を運行するくま川鉄道株式会社においては、圏域内の少子化やモータリゼーションの進展などから、年々利用客が減少し、自立した経営が困難となっている。そのため、くま川鉄道株式会社に対して、鉄道事業を運営していくために必要な経費を支援する。			
	【甲（人吉市）の役割】 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化に資する経費に対し、必要な支援を行う。			
	【乙（球磨郡9町村）の役割】 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化に資する経費に対し、必要な支援を行う。			
期待される効果	圏域高校生の主な通学手段となっている「くま川鉄道」を確保・維持することができる。			

事業名		くま川鉄道経営安定化補助金				関係市町村	全市町村
事業概要		圏域で定めている「くま川鉄道経営安定化補助金交付要項」に基づき、9月期に前年度の経常損失額を、3月期には当該年度に実施した鉄道事業に係る施設整備費用を、くま川鉄道株式会社に補助金として支出する。					
役割分担		甲乙ともに、くま川鉄道株式会社の経営安定化のための補助金を支出する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	350,000
補助制度等		特別交付税措置					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	102,000
	錦町	10,624	10,624	10,624	10,624	10,624	53,120
	多良木町	10,898	10,898	10,898	10,898	10,898	54,490
	湯前町	5,158	5,158	5,158	5,158	5,158	25,790
	水上村	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076	5,380
	相良村	3,380	3,380	3,380	3,380	3,380	16,900
	五木村	712	712	712	712	712	3,560
	山江村	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	6,260
	球磨村	1,509	1,509	1,509	1,509	1,509	7,545
	あさぎり町	14,991	14,991	14,991	14,991	14,991	74,955
	計	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	350,000

協 定 項 目	政 策	(2)結びつきやネットワークの強化	関係 市町村	人吉市・錦町・多良木町・ 湯前町・水上村・相良村・ 五木村・山江村・あさぎり町
	分 野	1 地域公共交通		
	取組事項	(3)鉄道やバス路線の確保・維持(バス)		
協定の内容	【取組内容】 圏域住民の通勤、通院、買い物等の交通手段となっている地域間を跨ぐバス路線を運行する産交バス株式会社においては、圏域人口の減少やモータリゼーションの進展などから、年々利用客が減少し、バス路線の確保・維持が困難となっている。そのため、産交バス株式会社に対して、バス路線を維持していくために必要な経費を支援する。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。			
	【乙(球磨郡8町村)の役割】 甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。			
期待される 効 果	圏域住民の地域間の交通手段となっているバス路線を維持・確保することができる。			

事業名		地方バス運行等特別対策(運行費)補助金			関係市町村	人吉市・錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・あさぎり町	
事業概要		圏域の9市町村が定めている「地方バス運行等特別対策(運行費)補助金交付要項」に基づき、当該年度の前年10月から当該年度の9月までに、圏域の各地域を跨ぐバス路線の維持に要した経費(損失)を補助金として支出する。					
役割分担		甲乙ともに、圏域の各地域を跨ぐ産交バス株式会社のバス路線の維持・確保のための補助金を支出する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		141,508	141,508	141,508	141,508	141,508	707,540
補助制度等		特別交付税措置、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金					
概算事業費	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	20,397	20,397	20,397	20,397	20,397	101,985
	錦町	17,898	17,898	17,898	17,898	17,898	89,490
	多良木町	15,216	15,216	15,216	15,216	15,216	76,080
	湯前町	5,316	5,316	5,316	5,316	5,316	26,580

	水上村	15,962	15,962	15,962	15,962	15,962	79,810
	相良村	30,712	30,712	30,712	30,712	30,712	153,560
	五木村	15,165	15,165	15,165	15,165	15,165	75,825
	山江村	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006	5,030
	球磨村	—	—	—	—	—	—
	あさぎり町	19,836	19,836	19,836	19,836	19,836	99,180
	計	141,508	141,508	141,508	141,508	141,508	707,540

協 定 項 目	政 策	(2)結びつきやネットワークの強化	関係 市町村	人吉市・錦町・多良木 町・水上村・五木村・山 江村・球磨村・あさぎり町
	分 野	1 地域公共交通		
	取組事項	(4)鉄道やバス路線の確保・維持 (コミュニティバス等)		
協定の内容	【取組内容】 圏域住民の通勤、通院、買い物等の交通手段となっている地域間を跨ぐバス路線やくま川 鉄道等に接続する各地域のコミュニティバス等については、地域内の日常生活における重 要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っている。その ため、この施策を維持・確保していくために地域毎の交通施策を推進する。			
	【甲(人吉市)の役割】 甲を移動するために必要なバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確 保するための経費について支援する。			
	【乙(球磨郡7町村)の役割】 乙が運営する、甲へ移動するための幹線(鉄道やバス)路線の端末的系統、または甲へ直 接乗り入れる系統など、コミュニティバス等の運行に係る経費について負担する。			
期待される 効 果	圏域内の端末的系統を確保することで、圏域内の移動はもちろんのこと、人吉市における 通院や買い物のための交通手段を確保することができる。			

事 業 名		地方バス運行等特別対策(運行費)補助金				関係市町村	人吉市
事業概要		人吉市が定めている「人吉市地方バス運行等特別対策(運行費)補助金交付要項」に基づき、当該年度の前年 10 月から当該年度の 9 月までに、圏域住民が人吉市内を移動するために必要と思われるバス路線の維持に要した経費(損失)を、交通事業者に対して補助金として支出する。					
役割分担		甲において、同上路線の維持・確保のための費用を負担する。					
事 業 費 (千 円)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
		18,366	18,366	18,366	18,366	18,366	91,830
補助制度等		特別交付税措置、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金					
概 算 事業費 (千円)	市町村名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	人吉市	18,366	18,366	18,366	18,366	18,366	91,830
	計	18,366	18,366	18,366	18,366	18,366	91,830

事 業 名		錦町乗合タクシー事業			関係市町村	錦町	
事業概要		錦町役場を基点として、くま川鉄道(産交バス)に接続する9本の路線(詳しくは①～⑤)について、錦町が運営主体となって、有限会社錦中央タクシーに運行を委託している。 ①くま川鉄道一武駅 及び 産交バス一武小前停留所経由 2本 ②くま川鉄道肥後西村駅 及び 産交バス旧西農協前停留所経由 3本 ③くま川鉄道一武駅 及び 産交バス木上山下停留所経由 1本 ④くま川鉄道一武駅 及び 産交バス木上駐在所前停留所経由 2本 ⑤くま川鉄道一武駅 及び 錦中学校前停留所経由 1本					
役割分担		乙において、「錦町乗合タクシー(くらんど号)」を維持・確保するための事業費を支出する。					
事 業 費 (千 円)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
		900	900	1,000	1,000	1,000	4,800
補助制度等		特別交付税措置、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金					
概 算 事業費 (千円)	市町村名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	錦町	900	900	1,000	1,000	1,000	4,800
	計	900	900	1,000	1,000	1,000	4,800

事業名	予約制乗合タクシー運行事業				関係市町村	多良木町	
事業概要	多良木町予約制乗合タクシー運行条例に基づき、ふれあい交流センターえびすの湯を基点として、くま川鉄道多良木駅に設置している乗合タクシー待合所に接続する6本の路線について、多良木町が主体となって交通事業者に運行を委託している。						
役割分担	乙において、「多良木町予約制乗合タクシー」を維持・確保するための事業費を支出する。						
事業費 (千円)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計	
	8,811	8,811	8,811	8,811	8,811	44,055	
補助制度等	特別交付税措置、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金						
概算 事業費 (千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	多良木町	8,811	8,811	8,811	8,811	8,811	44,055
	計	8,811	8,811	8,811	8,811	8,811	44,055

事業名	水上村乗合タクシー事業(仮称)				関係市町村	水上村	
事業概要	村内の高齢者、身体障害者その他の交通弱者の交通手段を確保するため、村内各地を基点として、くま川鉄道湯前駅に接続するために運行を委託する予定である。						
役割分担	乙において、「乗合タクシー運行事業」を維持・確保するための事業費を支出する予定である。						
事業費 (千円)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計	
	2,500	5,000	5,000	5,000	5,000	22,500	
補助制度等							
概算 事業費 (千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	水上村	2,500	5,000	5,000	5,000	5,000	22,500
	計	2,500	5,000	5,000	5,000	5,000	22,500

事業名		コミュニティバス運行事業				関係市町村	五木村
事業概要		五木村の直営事業として、産交バス路線の停留所「五木診療所」を起点とし、5系統(5地域)へコミュニティバスを運行している。路線バスが少ない1系統については平日2便運行し、その他の系統については月2回2便の運行を実施している。また、スクールバスの混乗も行い、朝夕の通学時に住民の利用ができる。 (※コミュニティバス及びスクールバス混乗の利用料は、無料)					
役割分担		乙において、コミュニティバス運行における運行経費(運転手賃金、バス維持経費等)を支出する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000
補助制度等							
概算 事業費 (千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	五木村	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000
	計	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000

事業名	山江村「まるおか号」運行補助事業				関係市町村	山江村	
事業概要	高齢者、障害者等の交通弱者の交通手段を確保するため、まるおか号の運行事業者に対し補助金を交付するもの。 人吉駅、産交バス人吉営業所に接続し、3本の路線を運行している。						
役割分担	乙において、「山江村「まるおか号」運行補助事業」を確保・維持するための事業費を支出する。						
事業費 (千円)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計	
	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	32,500	
補助制度等	特別交付税措置、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金						
概算 事業費 (千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	山江村	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	32,500
	計	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	32,500

事業名	球磨村コミュニティバス運行事業				関係市町村	球磨村	
事業概要	人吉市内まで輸送を行うコミュニティバス本線1本と、本線に接続する端末的系統バス5本を球磨村が運営主体となって運行している。 運行形態は本線は産交バスに「委託運行」、端末的系統については「市町村運営自家用有償運送(空白地運送)」として球磨村が運行管理を行い、一勝地タクシーに運転業務を委託している。						
役割分担	乙において、「球磨村コミュニティバス」を維持・確保するための事業費を支出する。						
事業費 (千円)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計	
	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	150,000	
補助制度等	過疎対策事業債、その他運賃収入						
概算 事業費 (千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	球磨村	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	150000
	計	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	150000

事業名		乗合タクシー運送事業				関係市町村	あさぎり町
事業概要		町内の高齢者、身体障害者その他の社会的弱者の交通手段を確保するため、町内各地を基点として、くま川鉄道あさぎり駅に接続する3本の路線について、あさぎり町が運営主体となつて、交通事業者に運行を委託している。					
役割分担		乙において、「乗合タクシー運送事業」を維持・確保するための事業費を支出する。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	37,500
補助制度等		特別交付税措置					
概算 事業費 (千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	あさぎり町	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	37,500
	計	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	37,500

協 定 項 目	政 策	(2)結びつきやネットワークの強化	関係市町村	全市町村
	分 野	1 地域公共交通		
	取組事項	(5)人吉・球磨地域公共交通活性化協議会の開催		
協定の内容	【取組内容】 圏域内の公共交通のあり方を踏まえ、基幹となる交通機関を安定的に維持していくために、関係自治体や関係者が連携して取り組むべき方針や、具体的な施策について検討し、その施策を推進する。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙と共同して、圏域内外の公共交通に関する施策の検討及び協議、関係者との調整を行い、その推進に取り組む。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 甲と共同して、圏域内外の公共交通に関する施策の検討及び協議を行い、その推進に取り組む。			
期待される効果	圏域内外の公共交通に関する関係自治体及び関係者との意思疎通を図り、効率的で効果的な交通施策を立案することができる。			

事業名	人吉・球磨地域公共交通活性化協議会				関係市町村	全市町村
事業概要	圏域内外の公共交通に関する施策の検討、協議、推進及び事業者との調整を行うための協議会を開催し、その施策を推進するための事業を行う。 例) 人吉・球磨地域公共交通総合連携計画の策定、くま川鉄道車両更新計画の実施、人吉ICバス待合所の整備・維持など。					
役割分担	甲乙ともに、協議会を開催し、その運営及び施策の推進に係る経費について負担する。					
事業費 (千円)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	560	560	560	560	560	2,800
補助制度等						

概算事業費(千円)	市町村名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	人吉市	280	280	280	280	280	1,400
	錦町	45	45	45	45	45	225
	多良木町	44	44	44	44	44	220
	湯前町	24	24	24	24	24	120
	水上村	18	18	18	18	18	90
	相良村	26	26	26	26	26	130
	五木村	14	14	14	14	14	70
	山江村	22	22	22	22	22	110
	球磨村	24	24	24	24	24	120
	あさぎり町	63	63	63	63	63	315
	計	560	560	560	560	560	2,800

協 定 項 目	政 策	(2)結びつきやネットワークの強化	関係市町村	全市町村
	分 野	2 道路等の交通インフラの整備		
	取組事項	人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)の整備		
協定の内容	【取組内容】 圏域内における日常生活の利便性の向上、工業や地場産業の振興及び農業振興や観光振興による地域活性化支援、救急医療及び球磨川氾濫時の救急活動の支援など道路ネットワークの整備強化を図るため、人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)の整備を行う。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙と連携し、国、NEXCO、関係機関との協議を進めるとともに、人事派遣及び必要な経費を負担し、相互に実現に向けて取り組む。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 甲と連携して、人事派遣及び必要な経費を負担し、相互に実現に向けて取り組む。			
期待される効果	高速道路の通行者及び利用者の日常生活の利便性向上、工業、地場産業の地域活性化、農業振興等物流の効率化や観光振興、救急医療、球磨川氾濫時の救急活動の支援等道路ネットワークの構築に寄与する。			

事業名		人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)整備事業			関係市町村	全市町村	
事業概要		国道219号から九州縦貫自動車道路へアクセスするランプを建設する。					
役割分担		甲は、事務局を設置して計画、委託・工事、関係機関協議、運営委員会との連絡調整を行うとともに、人事派遣及び必要な経費を負担する。 乙は、人事派遣及び必要な経費を負担し、相互に実現に向けて取り組む。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		15,400	47,100	94,200	172,700		329,400
補助制度等		社会資本整備総合交付金					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	3,758	11,492	22,985	42,139		80,374
	錦町	3,480	10,645	21,289	39,030		74,444
	多良木町	2,649	8,101	16,202	29,704		56,656
	湯前町	1,263	3,862	7,725	14,161		27,011
	水上村	570	1,743	3,485	6,390		12,188
	相良村	154	471	942	1,727		3,294
	五木村	154	471	942	1,727		3,294
	山江村	154	471	942	1,727		3,294
	球磨村	154	471	942	1,727		3,294
	あさぎり町	3,065	9,373	18,746	34,367		65,551
	計	15,401	47,100	94,200	172,699		329,400

協 定 項 目	政 策	(3)圏域マネジメント能力の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	1 圏域における人材の育成及び活用		
	取 組 事 項	(1)人材育成の推進		
協定の内容	【取組内容】 職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。			
期待される効果	合同で研修を開催することにより、階層別、部門別、職種別研修の効果的、効率的開催が可能となり、さらなる職員の資質、能力の向上が期待される。また、研修経費の削減効果も得られる。			

事業名		合同職員研修開催事業			関係市町村	全市町村	
事業概要		階層別、部門別、職種別の職員研修及び官民協働のまちづくりをテーマにしたセミナーなど、圏域マネジメント能力の強化に資する職員研修等を、圏域合同で実施する。					
役割分担		甲乙は、合同で事業実施に必要な連携・協力を行う。 甲は、取組の企画及び調整を行う。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
補助制度等		特別交付税(外部人材の活用に対する財政措置)					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
	錦町						
	多良木町						
	湯前町						
	水上村						
	相良村						
	五木村						
	山江村						
	球磨村						
	あさぎり町						
	計	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500

協 定 項 目	政 策	(3)圏域マネジメント能力の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	1 圏域における人材の育成及び活用		
	取 組 事 項	(2)外部の専門的人材等の活用の推進		
協定の内容	【取組内容】 圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。			
期待される効果	外部の専門的人材等を効果的、効率的に活用することにより、圏域マネジメント能力の強化及び職員の資質・能力の向上が期待される。また、合同で活用することにより、人件費等の経費削減効果も得られる。			

事業名		外部専門的人材等活用事業			関係市町村	全市町村	
事業概要		分権型社会に対応し地域課題の解決のために必要な専門的知識やノウハウを持つ外部の専門的人材等を、圏域で相互に活用する。					
役割分担		甲乙は、合同で外部専門的人材の招へいや、若手企業人地域交流プログラムによる民間人材受け入れ等を実施する。 甲は、取組の企画及び調整を行う。 乙は、事業実施に必要な連携・協力をを行う。					
事業費 (千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
		0	4,000	11,000	11,000	7,000	33,000
補助制度等		地域おこし協力隊、若手企業人地域交流プログラム					
概算事業費(千円)	市町村名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
	人吉市	0	4,000	11,000	11,000	7,000	33,000
	錦町						
	多良木町						
	湯前町						
	水上村						
	相良村						
	五木村						
	山江村						
	球磨村						
	あさぎり町						
	計	0	4,000	11,000	11,000	7,000	33,000

協 定 項 目	政 策	(3)圏域マネジメント能力の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	1 圏域における人材の育成及び活用		
	取 組 事 項	(3)職員の相互人事交流		
協定の内容	【取組内容】 職員の資質向上、圏域市町村の連携強化を図るため、職員を相互に派遣し人事交流を行う。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。			
	【乙(球磨郡の9町村)の役割】 甲との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。			
期待される効果	分権型社会に適応した組織体制の強化を図るため、圏域間で必要とされる人材を補完し合う事で、人材の有効活用ができる。また、圏域間の相互理解、連携強化及び相互の職員の資質向上が期待される。			

事業名		職員人事交流事業				関係市町村	全市町村
事業概要		地方自治法に基づき、職員を相互に派遣し、人事交流を行う。					
役割分担		甲乙の合意により、職員の人事交流を行う。					
事業費 (千円)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
		0	0	0	0	0	0
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	人吉市						
	錦町						
	多良木町						
	湯前町						
	水上村						
	相良村						
	五木村						
	山江村						
	球磨村						

	あさぎり町						
	計						

協 定 項 目	政 策	(3)圏域マネジメント能力の強化	関係市町村	全市町村
	分 野	1 圏域における人材の育成及び活用		
	取 組 事 項	(4)国・県等との人事交流		
協定の内容	【取組内容】 職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。			
	【甲(人吉市)の役割】 乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。			
	【乙(球磨郡9町村)の役割】 甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。			
期待される効果	分権型社会に適応した組織体制の強化を図るため、圏域で必要とされる人材を国・県等から補完し、人材の有効活用ができる。また、国・県等との間の相互理解、連携強化及び相互の職員の資質向上が期待される。			

事業名		国・県等との人事交流事業			関係市町村	全市町村	
事業概要		割愛採用や地方自治法に基づく派遣及び実地研修派遣等により、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域の人材育成を図る。					
役割分担		甲乙は、合同で有為な人材の活用と圏域の人材育成を図る。 甲は、国・県等との人事交流及び取組の企画及び調整を行う。 乙は、事業実施に必要な連携・協力を行う。					
事業費 (千円)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
		0	0	0	0	0	0
補助制度等							
概算事業費(千円)	市町村名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	計
	人吉市						
	錦町						
	多良木町						
	湯前町						
	水上村						
	相良村						
	五木村						
	山江村						
	球磨村						
	あさぎり町						
	計						

第5章 資料編

1 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン策定の経過

年月日	内 容
平成 24年 10 月 31 日	第1回広域連携勉強会
平成 25 年 1 月 30 日	第2回広域連携勉強会
3 月 19 日	第3回広域連携勉強会
4 月 25 日	人吉球磨地域広域連携研究会(第1回)
6 月 6 日	先進地視察研修(小林市)
8 月 1 日	人吉球磨地域広域連携研究会(第2回)
8 月 13 日	定住自立圏構想説明会
11 月 7 日	人吉球磨地域広域連携研究会(第3回)
平成 26 年 1 月 17 日	定住自立圏シンポジウム(伊勢市)
1 月 23 日	人吉球磨地域広域連携研究会(第4回)
2 月 12 日	10 市町村の定例会において制度概要、取組等の説明
2 月～5 月	人吉市長と各9町村長との来訪協議
2 月～3 月	10 市町村の議会全員協議会において中心市宣言等について説明
3 月 24 日	中心市宣言(人吉市)
4 月 8 日	第1回人吉球磨定住自立圏構想部会事務局会議
4 月 14 日	人吉球磨定住自立圏推進協議会設立説明(協議会)
4 月 30 日	人吉球磨定住自立圏推進協議会設立説明(幹事会)
4 月～6 月	各部会にて制度説明
5 月 13 日	第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会(設立)
6 月中	定住自立圏形成協定締結を議会の議決事件とする条例制定(10 市町村)
7 月 8 日	第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
7 月 15 日	第2回人吉球磨定住自立圏推進協議会
8 月 8 日	第2回人吉球磨定住自立圏構想部会事務局会議
9 月 22 日	第2回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
9 月 26 日	第3回人吉球磨定住自立圏推進協議会
10 月 8 日	第3回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
10 月 15 日	第4回人吉球磨定住自立圏推進協議会
11 月 18 日	第4回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
12 月 19 日	第5回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
12 月中	定住自立圏形成協定の締結に関する議会の議決(10 市町村)
平成 27 年 1 月 14 日	定住自立圏形成協定締結合同調印式(10 市町村)
1 月 23 日	第6回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
2 月 4 日	第1回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
2 月 10 日	第3回人吉球磨定住自立圏構想部会事務局会議
3 月 2 日	第2回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
3 月 20 日	第3回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
4 月 17 月	第4回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
3 月～4 月	定住自立圏共生ビジョン案パブリックコメント(人吉市)
5 月〇日	第5回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
5 月〇日	第7回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
5 月〇日	第5回人吉球磨定住自立圏推進協議会
5 月〇日	定住自立圏共生ビジョン議会報告(人吉市)
6 月〇日	定住自立圏共生ビジョン策定
7 月〇日	定住自立圏共生ビジョンに基づく連携取組開始(10 市町村)

2 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会の設置条例

人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）

第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定又は変更に当たり、関係者の意見を幅広く反映させるため、人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、共生ビジョンの策定又は変更について必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 人吉球磨定住自立圏形成協定書に掲げられた取組事項に関連する分野の関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中行財政経営検討委員会の部の次に次のように加える。

人吉球磨定住自立圏 共生ビジョン懇談会	会 長	日 6,000円
	委 員	日 5,500円

3 共生ビジョン懇談会委員名簿

関連分野	氏 名	所 属 等	市町村名
学識経験者	井田 貴志	熊本県立大学 総合管理学部 教授	人吉市
保健・医療	外山 博之	人吉市医師会 会長	〃
産業振興	鳥越 英夫	人吉温泉観光協会 副代表理事	〃
〃	下田 文仁	球磨焼酎酒造組合 理事	〃
〃	黒肥地 昭夫	人吉商工会議所 事務局長	〃
地域公共交通	深水 雄二	くま川鉄道株式会社 取締役総務部長	〃
産業振興	渡瀬 幸一	球磨地域農業協同組合 審査債権課 課長	錦町
〃	石松 まゆ子	人吉球磨地域女性農業委員ネットワーク 会長	〃
保健・医療	北村 隆信	公立多良木病院企業団 課長補佐	多良木町
文化	竹原 篤子	多良木町文化協会 会長	〃
共通	柳瀬 鐵男	湯前町区長会 会長	湯前町
文化	溝下 昌美	湯前町文化財保護委員会 委員長	〃
保健・医療	米本 宗徳	岩野保育所 保護者会 会長	水上村
福祉	堤 祐子	水上村社会福祉協議会 福祉活動専門員	〃
産業振興	古川 秀次	相良村商工会 青年部長	相良村
〃	堀川 泰注	相良村有害鳥獣捕獲隊 隊長	〃
〃	豊永 信治	榑子守唄の里五木 支配人心得	五木村
〃	島巻 恵里	五木村観光協会 事務局長	〃
〃	本山 民子	NPO法人 かちゃリンクやまえ 専務理事	山江村
福祉	中村 征生	山江村民生委員児童委員協議会 会長	〃
産業振興	薮 初美	球磨村森林組合 参事	球磨村
文化	中井 久美	球磨村教育委員 委員長	〃
共通	白柿 悦子	あさぎり町深田校区婦人会 会長	あさぎり町
産業振興	宮原 久子	あさぎり町農業女性の会 会員	〃

4 人吉球磨定住自立圏推進協議会規約

人吉球磨定住自立圏推進協議会規約

(設置)

第1条 定住自立圏構想の円滑な推進を図るため、人吉球磨定住自立圏推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町（以下「関係市町村」という。）で構成し、関係市町村の長を委員とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 定住自立圏形成協定に関すること。
- (2) 定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (3) 定住自立圏共生ビジョンの進行管理に関すること。
- (4) その他定住自立圏構想の推進に係る重要事項に関すること。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、定住自立圏構想の中心市である人吉市長をもって充て、副会長は会長の指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会は、第3条に掲げる事項について、協議会を円滑に運営するため、関係市町村の職員で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会に、代表幹事を置く。
- 3 代表幹事は、人吉市職員をもって充てる。

(部会)

第7条 協議会は、第3条に掲げる事項について、専門的に調査・検討するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、担任事項に関連する関係市町村の職員及び人吉球磨広域行政組合職員をもって組織する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、人吉市に置く。

(その他)

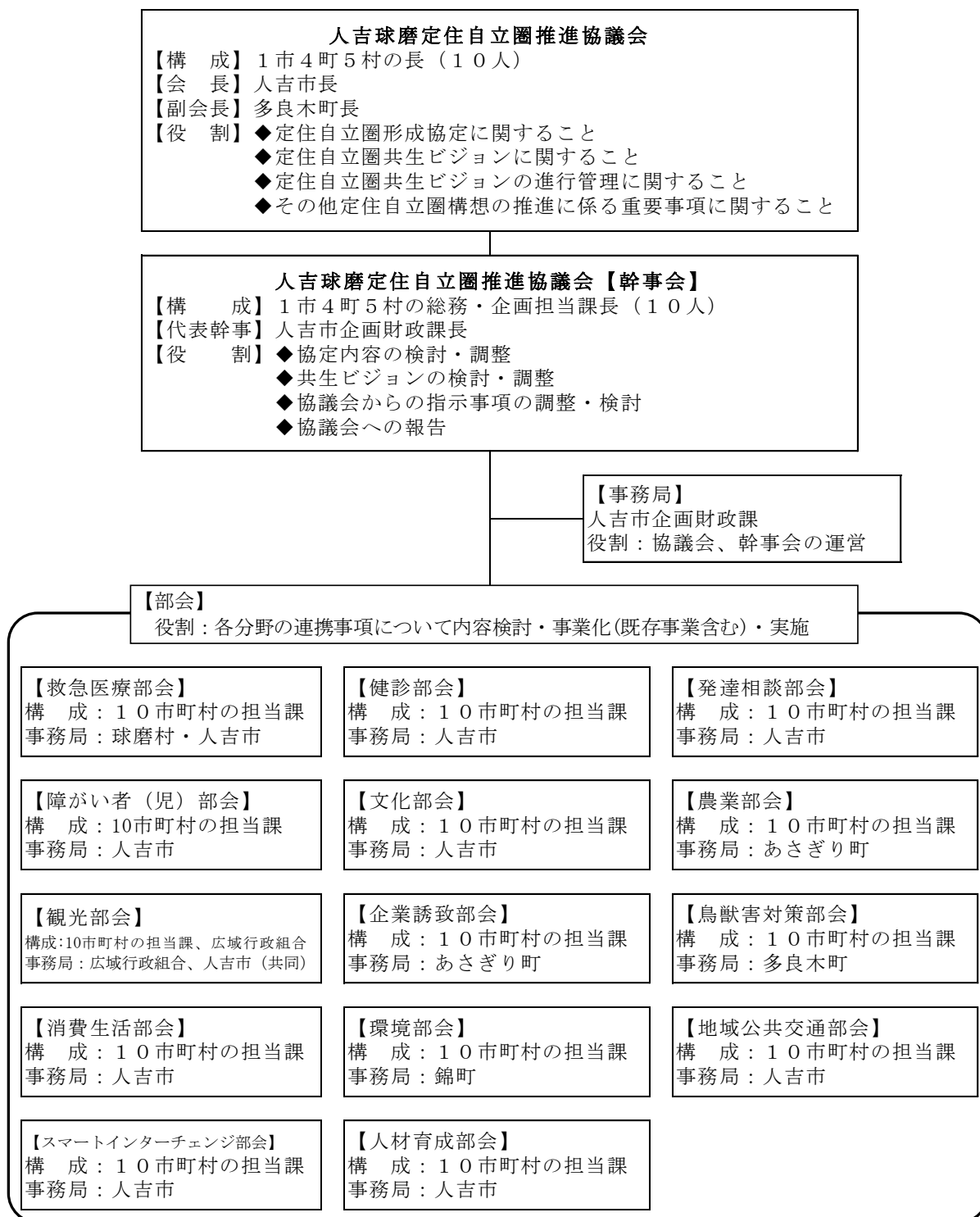
第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年5月13日から施行する。

5 人吉球磨定住自立圏推進協議会推進体制

人吉球磨定住自立圏推進協議会推進体制



中心市宣言

我が国は、人口減少時代へ突入し、少子高齢社会の急速な進行、産業や経済のグローバル化など、これまで経験したことのない大きな転換期を迎えています。その中で、地方には、厳しい財政環境の中、都市機能や地域資源を有効に活かしながら独自の魅力溢れる地域づくりや市民が安全で安心な暮らしができる持続可能な地域経営を行うことが求められています。

このような大きな転換期を迎えている中で、人吉球磨地域において、地域の活性化と発展を継続していくためには、単独自治体での事業展開に加えて、圏域の自治体とそれぞれに有する都市機能や地域資源を有効に活用し合いながら、圏域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保し、様々な課題に相互に連携して対応することが、これまで以上に重要となっています。

本市を含む1市4町5村からなる人吉球磨地域は、古くは鎌倉時代初期に相良氏が人吉の地頭に任ぜられ、室町時代に地域を統合し、明治時代の廃藩置県まで長きに亘り地域を治めたため、中世以来の歴史と風土に育まれた文化が脈々と受け継がれている地域です。本市も人吉球磨地域の一つの市として情緒豊かな街並みを残しつつ、政治・経済・文化の中心となって圏域自治体と共に繁栄してきました。

このような中で、人吉球磨地域においては、平成15年4月1日に上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の1町4村の合併によって、「あさぎり町」が誕生しました。その後、本市を含む他の自治体においても、合併協議等は実施されたものの、最終的には合併までに至りませんでした。しかしながら、人吉球磨地域においては、生活圏を形成する圏域自治体と消防、救急、ごみ処理施設などの広域化を進めてきたところであり、日常生活においても、車社会の進展や交通インフラの整備・充実により、通勤・通学・買物・医療など、あらゆる面で地域住民の行動範囲における広域的な結びつきを強めてきました。

今後の人吉球磨地域全体の発展のために、本市は、定住自立圏構想における中心的な役割を担い、生活圏や経済圏を共にする信頼性のある圏域自治体と、これまでに培われてきた連携や協力関係を尊重しつつ、中心市としての都市機能の充実を図るとともに、連携する自治体の特性を活かした魅力溢れる地域づくりを進め、圏域全体の発展による一体感のあるまちづくりに全力を尽くすため、ここに定住自立圏構想における「中心市」となることを宣言します。

平成26年3月24日

人吉市長 田中 信孝

7 定住自立圏形成協定書

人吉球磨定住自立圏形成協定書

人吉市（以下「甲」という。）と〇町（村）（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定する中心市宣言をいう。以下この条において同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携を図りながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、圏域全体の地域振興及び住民福祉の向上を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、次条に規定する政策の分野における取組について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる政策分野について連携することとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上で、これを定めるものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ甲又は乙の議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、甲又は乙の議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（協議）

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 田中 信孝

乙 〇町（村）
代表者 〇町（村）長 □□ △△△

別表第1（第3条関係）

(1)生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する調査・検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、産科、小児科など医師確保が難しい分野の医療を維持するために、人吉医療センター、公立多良木病院及び郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、地域医療体制に関する研究・検討を行うとともに、必要な支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、産科、小児科など医師確保が難しい分野の医療を維持するために、人吉医療センター、公立多良木病院及び郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、地域医療体制に関する研究・検討を行うとともに、必要な支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2)住民の健康増進	住民の健康づくりを進めるため、予防接種、乳幼児健診、住民健診等において事務の共同化・共通化を進め、より効率的な業務の推進を図る。また、健診結果等をデータベース化することで、圏域全体としての分析や健康づくり施策に活用する。	乙との連携の下、共同化・共通化できる事務の洗い出し、効率効果的な業務の進め方について検討・研究を行う。 乙との連携の下、予防接種事務、健診事務について、郡市医師会、圏域医療機関等関係機関と調整を行う。 乙との連携の下、その他住民の健康増進に資する取組を実施する。	甲との連携の下、共同化・共通化できる事務の洗い出し、効率効果的な業務の進め方について検討・研究を行う。 甲との連携の下、予防接種事務、健診事務について、郡市医師会、圏域医療機関等関係機関と調整を行う。 甲との連携の下、その他住民の健康増進に資する取組を実施する。
(3)乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会等医療機関と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の検討・整備を進める。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療の確保について調査・研究を行い、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療の確保について調査・研究を行い、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 産業振興

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産組織等の育成を推進するため、担い手の明確化や生産組織の再編、新規組織の設立に向け、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉・球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を推進する。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有するなど農業振興に関する取組を進める。	乙と連携し、地域に適した農産物の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化していく。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施するとともに、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確にするとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向け調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化していく。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確にするとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を進める。
(2)観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉・球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(3)企業誘致の推進	工業団地や空き工場、遊休施設等の未利用地への企業立地や耕作放棄地等への企業の農業参入、企業間ビジネスマッチングの推進による既存企業の事業拡張を促進するため、積極的に企業訪問・提案、情報の収集・発信を行うとともに、立地企業への支援策を講ずる。	甲の特徴である工業団地を前面に出した誘致を進め、乙との圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。	空き工場や遊休施設、耕作放棄地等を活用した誘致を進め、甲との圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、連携による有害鳥獣の捕獲・防護柵等の被害防止対策を推進するとともに、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。また、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。	甲及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組む。また、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。

5 その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲が行う相談業務に要する消費生活相談員の人件費及び研修費用等の経費を、均等割及び相談業務処理件数の比率により負担する。 【多良木町は甲の役割と同文】
(2)環境保全	地球温暖化の防止と循環型社会の形成に向けて、レジ袋削減のための住民団体・事業者・行政等の相互理解と連携を促進するとともに、事業者のレジ袋削減に向けた取組を支援する。	乙と連携し、人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会事業の推進に取り組む。	甲と連携し、人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会事業の推進に取り組む。

別表第2（第3条関係）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)圏域における効果的で持続可能な交通体系の検討	圏域内における通勤、通学、通院等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）については、その経費が各自治体の財政を圧迫しており、公共交通の維持・確保が危ぶまれている。そのため、より効率的、効果的で持続可能な公共交通体系を検討するため、既存の「人吉・球磨地域公共交通総合連携計画」を見直し、新たに「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、推進する。	乙と共同して、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、その施策を推進する。	甲と共同して、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、その施策を推進する。
(2)鉄道やバス路線の確保・維持（鉄道）	圏域内の高校生の主な通学手段となっている「くま川鉄道」を運行するくま川鉄道株式会社においては、圏域内の少子化やモータリゼーションの進展などから、年々利用客が減少し、自立した経営が困難となっている。そのため、くま川鉄道株式会社に対して、鉄道事業を運営していくために必要な経費を支援する。	乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化に資する経費に対し、必要な支援を行う。	甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化に資する経費に対し、必要な支援を行う。
(3)鉄道やバス路線の確保・維持（バス） 【球磨村は除く】	圏域住民の通勤、通院、買い物等の交通手段となっている地域間を跨ぐバス路線を運行する産交バス株式会社においては、圏域人口の減少やモータリゼーションの進展などから、年々利用客が減少し、バス路線の確保・維持が困難となっている。そのため、産交バス株式会社に対して、バス路線を維持していくために必要な経費を支援する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。
(4)鉄道やバス路線の確保・維持（コミュニティバス等） 【湯前町と相良村は除く】	圏域住民の通勤、通院、買い物等の交通手段となっている地域間を跨ぐバス路線やくま川鉄道等に接続する各地域のコミュニティバス等については、地域内の日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っている。そのため、この施策を維持・確保していくために地域毎の交通施策を推進する。	甲を移動するために必要なバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。	乙が運営する、甲へ移動するための幹線（鉄道やバス）路線の端末的系統、または甲へ直接乗り入れる系統など、コミュニティバス等の運行に係る経費について負担する。
(5)人吉・球磨地域公共交通活性化協議会の開催	圏域内の公共交通のあり方を踏まえ、基幹となる交通機関を安定的に維持していくために、関係自治体や関係者が連携して取り組むべき方針や、具体的な施策について検討し、その施策を推進する。	乙と共同して、圏域内外の公共交通に関する施策の検討及び協議、関係者との調整を行い、その推進に取り組む。	甲と共同して、圏域内外の公共交通に関する施策の検討及び協議を行い、その推進に取り組む。

2 道路等の交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)の整備	圏域内における日常生活の利便性の向上、工業や地場産業の振興及び農業振興や観光振興による地域活性化支援、救急医療及び球磨川氾濫時の救急活動の支援など道路ネットワークの整備強化を図るため、人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)の整備を行う。	乙と連携し、国、NEXCO、関係機関との協議を進めるとともに、人事派遣及び必要な経費を負担し、相互に実現に向けて取り組む。	甲と連携して、人事派遣及び必要な経費を負担し、相互に実現に向けて取り組む。

別表第3（第3条関係）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2) 外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3) 職員の相互人事交流	職員の資質向上、圏域市町村の連携強化を図るため、職員を相互に派遣し人事交流を行う。	乙との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。	甲との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。
(4) 国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

人吉球磨定住自立圏共生ビジョン

【発行】

人吉市

〒868-8601

人吉市麓町16番地

TEL 0966 (22) 2111

【編集】

人吉市役所 総務部 企画財政課

今後のスケジュール

資料⑥

	共生ビジョン懇談会	事務局対応	市町村対応	ビジョン懇談会委員の役割
2月	第1回懇談会 (2月4日) ○委嘱状交付 ○委員紹介 ○定住自立圏構想についての説明 ○ビジョン懇談会についての説明 ○会議の進め方及び今後のスケジュール			第1回懇談会では ○懇談会終了後、共生ビジョン(案)に目を通され、第2～3回懇談会に向けて意見や疑問点等をご用意いただく。
3月	第2回懇談会 (3月2日) ○共生ビジョン(案)についての説明(前半) ○審議(質疑応答及び意見取りまとめ) 第3回懇談会 (3月20日) ○共生ビジョン(案)についての説明(後半) ○審議(質疑応答及び意見取りまとめ)	審議による共生ビジョン(案)の修正(前半) ↓ 審議による共生ビジョン(案)の修正(後半)	パブリックコメント(意見公募)の実施 3月中旬～4月上旬頃 ※全市町村で実施 ※期間は2週間 ↓ パブリックコメントの集約	第2回懇談会では ○共生ビジョン(案)の前半部分について事務局等の説明を受け、質疑応答やご提言等をいただき審議する。 第3回懇談会では ○共生ビジョン(案)の後半部分について事務局等の説明を受け、質疑応答やご提言等をいただき審議する。
4月	第4回懇談会 (4月中旬頃) ○第2～3回懇談会をふまえた共生ビジョン(案)の修正及びパブリックコメントの取扱いについての説明 ○審議(質疑応答及び意見取りまとめ)	審議及びパブリックコメントによる共生ビジョン(案)の修正(後半)		第4回懇談会では ○第2～3回懇談会での審議結果と、パブリックコメントの取扱いについて事務局等の説明を受け、質疑応答やご提言等をいただき審議する。
5月	第5回懇談会 (5月上旬頃) ○共生ビジョンの 最終審議 ⇒⇒⇒策定	【人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会への共生ビジョンの報告】 【人吉球磨定住自立圏推進協議会への共生ビジョンの報告】		第5回懇談会では ○第4回懇談会での審議結果について事務局等の説明を受け、最終的なまとめの審議を行う。
6月		【議会への共生ビジョンの報告】		